

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

チリ編

2005 年 3 月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル チリ編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。<http://www.jetro.go.jp/indexj.html> 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

目 次

概要	1
第1章 産業財産権の取得	4
(1). 保護対象、保護用件	
(2). 手続きの概要とフロー	
(3). 出願	
(4). 審査	
(5). 異議申立・再審査	
(6). 産業財産権当局の詳細	
第2章 模倣に対する救済の概要	19
(1). 各産業財産権の権利行使手段と権利執行機関	
(2). 産業財産権が存在しない場合の対抗手段	
第3章 行政的救済	21
第4章 民事訴訟	22
(1). 執行機関の詳細	
(2). 訴訟の対象となる行為	
(3). 得られる救済および手続きの概要	
(4). 提出すべき書類、証拠、手数料並びに担保	
(5). 予防措置	
(6). 決定に不服があるときの手続き	
(7). 代理人(agent)の必要性、代理人の要件	
(8). その他の注意事項	
第5章 水際措置	26
(1). 執行機関の詳細	
(2). 取り締まりの対象となる行為	
(3). 手続きの概要	
(4). 提出すべき書類、証拠、手数料並びに担保	
(5). 決定に不服があるときの手続	
(6). 代理人の必要性、代理人の要件	
(7). 他の注意事項	
第6章 刑事訴訟	28
(1). 執行機関の詳細	
(2). 刑事罰の対象となる行為	

- (3). 与えられる刑事罰
- (4). 手続きの概要
- (5). 提出すべき書類、証拠、手数料
- (6). 決定に不服があるときの手続
- (7). 代理人の必要性、代理人の要件

第7章 その他	36
---------------	----

参考資料	37
------------	----

A. チリにおける産業財産権法及び知的財産権関連条約の現状に照らした旧マニュアルの修正

B. 韓国、EU 及び米国と締結された自由貿易協定における知的財産権規定の主たる特徴

概要

チリでは、産業財産権は、憲法により保護されかつ保証されている。1980年に制定されたチリ国家憲法（Political Constitution of Chile）第19条の第24項及び第25項には、特許が付与されている発明、商標、考案、技術的プロセス（方法）及び類似の創作品に対して、法律で定める期間につき、産業財産権を認めると明記されている。

産業財産権に関する規定は、1991年1月25日付のチリ国官報で公布された法律第19,039号に規定されている。法律第19,039号は、「工業上の特権に対して適用する規則及び産業財産権の保護を定める」としている。また、法律第19,039号の改正法案がすでに議会及び憲法裁判所により承認されており、近いうちに官報での公布と施行が行われる予定である。本改正法案にはTRIPS遵守を達成するための規定及び法律第19,039号を改善するためのその他の規定が含まれている。

法律第19,039号の施行規則は、1991年9月30日付官報で公布された経済省の最高行政命令（Supreme Decree）第177号に含まれている。本施行規則は、2003年5月20日付の官報にて公布された行政命令により改正されたが、この改正は電子出願を可能とするために必要な改正を行うものであった（ただし、その他の手続は従前どおり紙の形式で行われているため、出願に関してのみの規則改正であった）。

最高行政命令は、法律第19,039号が定める商標、特許及び他の特権に関する権利取得手続その他の事項について補完又はより詳細に規定するものである。

法律第19,039号及び最高行政命令第177号は、ともに1991年9月30日から実施されている。

さらに、チリはパリ条約も批准している。パリ条約は、チリの官報で公布され、1991年9月30日以降実施されている（1991年外務省最高行政命令第425号）。

一般的に言えば、法律第19,039号は、産業財産権の存在を付与し又は宣言するための行政当局を設立するものである。経済省に属する「産業財産権部」（DPI）がこれにあたる。DPIは、法律によって、産業財産権取得手続及び法律が定める関連事項に関するいっさいの事項に対する管轄権限を与えられている。ただし、DPIは、産業財産権の執行（エンプォースメント）に関する法的権限はいっさい持たない。

チリでは、一般的に産業財産権及び知的財産権の執行は、裁判所の管轄とされている。ただし、ぶどう酒及び酒類の原産地呼称並びに種子の生産及び販売（育成者権）がその例外とされており、いずれの場合に関しても、行政当局には、罰金を科すなど行政上の救済措置の適用を命じる権能を与えられている。

水際措置に関しては、TRIPSの定める基準を満たすため、チリの産業財産権、著作権及び著作隣接権を侵害する物品又はそれらの侵害が疑われる物品の通関停止するための手続を定める法律19,912号が2004年11月4日付官報で公布された。そのための手続は通常民事裁判所で行われることになる。同法はまた、同法の定める条件において職権で取締りを行う権限をチリ税関庁に与えている。

権利取得の面では、およそ10年間にわたる法律19,039号の適用は成功であったといえる。同法は、産業財産権としての認定を得るための十分な機会を出願人に保証する行政上の控訴手段も含めて、発明特許権、商標権、実用新案権及び意匠権について取得手続を明

瞭に規定している。さらに、同法は、二審の特別裁判所として「産業財産権裁判所（The Tribunal of Industrial Property）」を創設したが、これも出願人たちにとっての利益となるものである。さらに最終的な手段として、特別な状況のもとでは、産業財産権に関する事項をチリ最高裁判所に持ち込むことも可能である（上告）。

産業財産権の執行は、前述の通り、裁判所の管轄事項となっているが、これは産業財産権者にとっては都合のよいものとはいえない。一方で、裁判所は対応しなければならない他の問題を多く抱えているため産業財産権について十分に精通していないからであり、他方でチリにおいては商業又は産業財産権に係る紛争を処理する専門裁判所が存在しないからである。さらに、現在のところ、産業財産権の執行は普通刑事裁判所への提訴による刑事訴訟を通じてのみ行えるとされていることも問題を複雑化させるものといえるだろう。というのも、それらの緊急を要する他の刑事訴訟も抱えているため、産業財産権の事案を優先させることはできないからである。加えて、チリには産業財産権犯罪に適用される特別な手続規則は存在せず、したがって、産業財産権犯罪であっても、チリの刑事訴訟法典（the Code of Criminal Procedures）が定める普通刑事訴訟手続に服しなければならない。

チリの普通裁判所に産業財産権の執行のための訴訟を提起するには、チリにおける業務遂行を合法的に認可された弁護士の助力が必要である。一方、権利取得のための行政手続においては、出願人自身で出願を行うこともできるし代理人を通じて願書を提出することができる。ただし、出願人がチリに居所を持たない場合は、代理人を指名しなければならない。行政手続においても、司法再審査を求める場合や司法的な事項が関係する場合は、弁護士の援助が必要となることもある。

なお、産業財産権侵害に係る水際措置に関する手続は、法律 19,912 号に規定されている。

なお、権利執行面を中心としていくつかの点で産業財産権保護を強化するものとなる内容の改正法案がすでに国会で承認されている。同法案はチリ知的財産法の TRIPS 遵守を達成することを目的とするものであり、2005 年の前半には官報で公布されることになるだろう。本法案は、権利執行面に関しては、産業財産権保護のための防止的及び予防的措置、民事裁判所における産業財産権訴訟を可能とする簡略手続（損害賠償訴訟も含む）及びその他の権利執行手続を定めるものである。

結論として、現在の法律第 19,039 号の下では、チリの産業財産権に関する規定は、権利執行面よりも権利取得手続に関するものに集中しているが、こうした状況は改正法の施行により変わることになるだろう。チリ国民の間に知的財産権尊重の傾向が強まっていること、模倣品の国内流入が過去数年来増大していること、そして例えば書物、玩具、カセット及び他の産業財産権侵害物品が国内で販売されていることを考えれば、そのような現時点においてそのような変革を導入することは適切なことといえるだろう。

一方、2003 年から現在までの間に、チリは、欧州、韓国及び米国との間に自由貿易協定（FTA）を締結し批准した。それらの協定においては、知的財産権保護に関する章も設けられている。それらにおいては、さらにチリが所定の期間内にいくつかの知的財産権保護条約を批准しなければならないことも定められている。

著作権法（特にソフトウェア保護）に関しては、法律 17,336 号及びその後の改正法が存在する。直近の改正としては、TRIPS 遵守を達成するための法律 19,912 号及び著作権

に関する規定を米国との FTA に沿ったものとするための法律 19,914 号がある。これはとも
もに 2004 年 11 月に公布された。チリにおける著作権保護は引き続き著作権法の下で行わ
れている。

第 1 章 産業財産権の取得

(1)保護対象、保護要件

法律第 19,039 号によって、次の工業上の特権が規定されている。

- ①商標権
- ②発明特許権
- ③意匠権
- ④実用新案権
- ⑤育成者権及び植物新品種の保護（法律第 19,342 号は、育成者権及び新植物品種の保護を定め、また、1996 年の農務省最高行政命令第 177 号はその施行規則を定めている）
- ⑥原産地呼称（ぶどう酒及び酒類の原産地呼称及び生産・販売に関する他の規則は、法律第 18,455 号で規定されており、また、その施行規則は 1994 年の農務省最高行政命令第 464 号で規定されている。さらに、近いうちに公布される予定の新法にも原産地呼称と地理的表示に関する章が含まれている）。

*現在、営業秘密（industrial secrets）については刑法典第 284 条でのみ規定しており、雇用されているか又は雇用されていた工場の秘密を不正な方法で伝えた者には刑罰が科されるとされている。ただし、前述の新法案によりこの規定は廃止され、より完全な規則が定められる予定である。

*集積回路に関する法律は、現在のところ、存在しない。これについては新法による規定される予定である。

①商標権

商標権に関しては、法律第 19,039 号の第 19 条から第 30 条がそれを定めている。第 19 条は次のように規定している。「商標とは、商品、役務又は工業的若しくは商業的施設を他と区別するために用いられる、視覚で認識できる新規かつ特徴的な標識をいう。」ただし、本定義は現在公布待ちの新法により拡大される予定である。具体的には、まず新規性の要件が削除される。また、新たな定義では、視覚的に表示することが可能なすべての標識が商標になりうるとされ、その例として画像、図形、色彩の組合せ、それらの組合せが掲げられている。さらに、内在的な識別力を有さない標識であっても、チリ国内市場での使用により識別力を獲得している場合には商標登録できることも明記される。

同法によると、商標には、一般的、表示的又は記述的な表現を含めることができるが、商標権による保護はそれらの表現には及ばないとされている。

一般的に、第 19 条の定義で規定された要件（視覚的表示可能性及び自他識別性）を満たさないものは商標を構成しないとされている。さらに、次の標章は同法第 20 条により商標として登録することができない。いずれかの国家又は国際機関の名称を構成する標章、技術的又は科学的名称である標章、自然人の名前である語句(その者の同意がない場合)、保護される商品にとって一般的、表示的又は記述的であると見なされる表現、同一分類に属する先願商標又は登録商標と混同を惹起しかねないほどに視覚的又は音声的に似ているもの、保護される商品又は役務について混同を引き起こす可能性のある標章、外国著名商標に図形的又は音声的に類似するか又はそれと同一である標章、公正競争の原則及び事業

倫理を含め、公共の秩序、道徳、及び良俗に反する標章。新法により、国内の著名標章、法的に保護されている原産地標章及び以前から使用されている未登録商標と類似する標識も登録できない商標に加えられた。

これらの登録禁止事由はすべて、登録の無効宣言を求める訴訟を提起するための理由ともされている。

チリでは、商標は、名称的なもの、図形的なもの、言葉と図案を結合したもの、及び登録商標と結びついた広告フレーズに分類される。

商標権者に与えられる権利は、商品又は役務について登録商標を独占的・排他的に使用する権利及びその登録商標を自由に譲渡する権利である。

法律第 19,039 号は、商標権者の許可を得ずに登録商標を侵害する者を処罰するための刑事訴訟を行いうることが定められている。さらに、近い将来、民事侵害訴訟も導入される予定である。

商標としての登録期間は登録日から 10 年間で、さらに 10 年間ずつ無期限に更新することができる。更新の申請は当該商標権の失効前又は執行後 30 執務日以内に行わなければならないとされてきたが、新法においては更新申請期間が延長され失効後 6 ヶ月以内であれば執行申請ができるようになる。現在、商標の登録を申請し又は取得するには、その商標を実際に使用している必要はなく、また更新に際しても実際の使用は求められない。(ただし、商標登録維持の要件として使用要件を付すべきかに関しては、現在、国会で討議中である。)

チリでは、商標権は主として登録により発生するが、ただし未登録標章の利用者にも一定の権利(同一又は類似の表現を登録しようとする者に異議申立てを行う権利等)も与えられている。国会で審議中の法律案は、異議申立理由としてのかかる使用を含めて、未登録標章使用者のために権利の範囲を広げるとなるだろう。

チリは、商品・サービス国際分類にしたがっている。さらに、1 クラス(類)中の 1 若しくは複数の又はすべての商品について 1 つの商業施設を識別するための商標カテゴリ、及び工業施設を識別するための商標カテゴリも存在する。商業施設の商標は、出願が指定された国内の一定の地域に関して付与される。

現在、商品を指定する商標の出願は、いずれかのクラス中の一定の商品又そのクラスに含まれるすべての商品を指定するものとして登録することができるが、新法案はクラスのみ指定ではなく特定の商品を指定することを求める内容の改正を予定している。これにより、ひとつのクラス全体を指定する出願は不可能になるだろう。一方、サービスマークの場合は、保護されるべき具体的なサービスが特定されなければならない。

登録商標は、登録を認められかつ登録されたのと同じ態様で使用されなければならないが、ただし、大きさの変更は保護に影響を及ぼさない。さらに、登録商標は、「登録商標(registered trademark)」の語又は「M.R.」の文字若しくは丸に「R」の文字とともに使用されなければならない。それらが付されていなくとも当該商標の有効性に影響はないが、しかし、その商標が侵害された場合には、法律第 19,039 号で定める刑事訴訟を提起することができなくなる。

商標権者は、商標登録の譲渡又は使用許諾を行うこともできる。さらに、チリ国内で登録された商標を国外に関して譲渡することも可能である。譲渡は、DPI が管理する登録簿

の該当部分に登録されなければならない。また、使用許諾契約については、登録しない限り第三者対抗力をもたない。

② 発明特許

法律第 19,039 号の第 31 条から第 53 条が発明特許に関する規則を定めているが、これらの規則は、実用新案権及び意匠権にも必要に応じ準用される。発明特許とは、「発明を保護するため国家が付与する排他的権利」とであるとされている。発明は、技術的課題の解決であり工業的活動を生み出すもの、とされている。製品若しくはプロセス（方法）又はそれらに関連するものが発明とされる。

発明は、以下を満たす場合に、特許権付与の対象となる。

- a)新規性：発明は、先行技術により予期されるものでない場合に、新規のものとされる。先行技術は、チリにおける特許出願日前に世界のいずれかの場所において公衆がアクセスすることが可能なすべてのもので構成される。先行技術には、当該出願の出願日前に出願され、DPIで審査係属中となっている特許出願の内容も含まれる。ただし、法の定める一定の条件を満たす形で行われた開示に対しては6ヵ月間のグレースピリオド（猶予期間）が認められる。
- b)進歩性（非自明性）：当該技術について通常の知識を有する者（当業者）がその発明を自明又は従来技術から明白な結果であるとは見なさない場合には進歩性があると見なされる。
- c)産業上の利用可能性：いずれかの種類の産業において生産又は使用できる場合には、産業上の利用可能性を認められる。

次のものは発明とは見なされず、特許付与の対象から除外される。発見、科学技術及び数学的方式、植物又は動物の品種、単純な確認及び監督の方法としての性質しか有さない方法、原理、方式又は経済的若しくは財務的計画、及び純粋に精神的若しくは知的な活動又は賭博に関連したもの、外科的及び治療的処置法、診察方法、既知の物質若しくは物品の新しい使用法（ただし、その本質的特性が変更された場合は除く）。また、道徳、公共の秩序、国家安全保障若しくは良俗に反する発明、又は正当な所有権者ではない者が出願した発明も特許付与の対象とならない。

法律の規定によれば、特許権は、登録証明書を与えかつ出願された発明特許を登録簿に登録するよう命じる決定から 15 年間にわたり有効とされる（更新はできない）。ただし、本規定に関しては TRIPS 協定に基づく修正が予定されており、これにより保護期間は 20 年間に延長されることになるだろう。

特許請求の範囲（クレーム）は、特許による保護の対象となる事項を確定するものであり、それは原則として当該発明の明細書に基づいたものでなければならない。

なお、チリでは、外国特許又は外国出願の再確認も可能である点に留意しておくべきだろう。ただし、それら再確認特許は、当該特許権が外国又はチリで存続する期間についてのみ付与される。また、チリですでに商業化されているか又は生産が行われている発明は再確認手続の対象とはならない。ただし、新法案においては特許の再確認に関する規定が削除される予定であり、これによって、近い将来、外国人がこの規定を利用することは許されなくなるだろう。

特許出願の際には、次の書類を提出しなければならない。

- a)発明の要約
- b)発明の明細書
- c)特許請求の範囲を含む書類
- d)必要に応じて、発明の図面

特許権者には、特許製品又は特許方法による成果物を何らかの方法で生産、販売又は発売し、並びに、それをその他の何らかの方法で利用する排他的権利が与えられる。

法律第 19,039 号は、特許権を侵害した者に対しては刑事訴訟を起こせることを定めている。

特許に係る商品には、商品そのもの又はその包装に、「発明特許 (patent of invention)」の語又は「PI」の文字とともに特許番号を目に見える形で表示しなければならない。かかる表示がなされない場合でも、特許権の有効性自体には影響はないが、ただし特許侵害の場合には法律第 19,039 号が定める刑事訴訟を提起することができなくなる。特許出願中の場合も、その旨を当該出願に係る商品に表示しなければならない。

③実用新案権

法律第 19,039 号は、その第 54 条から第 61 条において実用新案権に適用される規則を定めている。

実用新案とは、器具、装置、道具、機械装置若しくはその他の物体又はそれらの一部であり、その形態がその外観と機能の双方において権利請求可能なものであり、かつ、かかる形態が結果として何らかの有用性をもたらす、すなわち、その形態が以前には欠けていた利益、利点又は技術的效果をその機能においてもたらすものをいう。実用新案には、必要に応じて発明特許に係る規定が準用される。

実用新案は、新規性があり、かつ産業的に利用可能であれば、登録の対象となる。実用新案権の保護は、出願日から 10 年間について付与される（更新はできない）。

④意匠権

意匠権に係る規定は、法律第 19,039 号の第 62 条から第 67 条に定められている。意匠は、色彩と結合した若しくは結合しない何らかの三次元の形状、及び、他の物品を製造するための型として役立つ工業的若しくは工芸的商品であって、その形状、幾何学的配置、装飾若しくはそれらの結合によって類似品から識別されるもの、をいう。ただし、かかる特徴は、独創的かつ新たな相貌を与えるような方法で、視覚によって認知可能な特別の外観を商品に与える場合に限るとされている。容器も、意匠権として保護される物品のうちに含まれる。意匠権には、発明特許に係る規定が必要に応じて準用される。

新法案は、さらに工業図面 (industrial design) を保護カテゴリーに加え、その定義も定めている。工業図面とは、図形、線又は色彩の合成又は組合せであり、装飾の目的で工業製品に組み込まれるため二次元のものとして作成されかつかかる工業製品に新たな外観を与えるものであるとされている。

布地その他の薄層素材も工業図面により保護される物品に含まれる。

意匠又は工業図面としての保護の存否は、法律 17,336 号（著作権法）に基づく権利に

は何らの影響も与えないとされている。

意匠権の保護期間は、出願日から 10 年間であるが、これは更新することができない。

保護される意匠又は（新法による保護対象に追加される）工業図面に係る製品には、「意匠」の語句又は「DI」のイニシャル及び登録番号を目に見える方法で示すことが求められている。たとえこの要件を満たさなくても意匠権の有効性に影響は及ばないが、ただし、侵害が発生した場合でも、法律第 19,039 号で定める刑事訴訟を提起することができなくなる。

登録意匠又は登録工業図面を侵害する者に対して刑事訴訟を起こすことができることが定められているが、さらに新法により民事訴訟も起こせることになる。

⑤植物新品種

植物新品種の育成者権は、植物新品種の登録手続を定めた法律第 19,342 号によって保護される。植物品種とは、その基本的要素において、定義することができ、他の植物群から区別することができ、かつ、その特質を変化させることなく繁殖させることが可能な一群の植物をいう。植物新品種としての登録を行うためには、チリで当該植物の見本を生育させ、出願書とともにかかる見本の所在地の地図を提出しなければならない。

植物新品種は、樹木及びぶどうについては 18 年間、他の種については 15 年間保護される。

チリは、1996 年には、UPOV 条約（植物新品種の保護に関する国際条約）の 1978 年改正法も批准している。保護品種の育成者は、その種苗の生産、販売、販売の申出、公衆に対する展示、輸入及び生産を多品種の生産を目的とした継続使用を許諾する排他的権利を有している。

法律第 19,342 号には、保護品種に係る育成者権の侵害に対する刑事訴訟についての規定もある。

⑥原産地呼称、集積回路、営業秘密

原産地呼称

法律第 18,455 号及び行政命令第 464 号により、ぶどう酒及び他の酒類の生産地の認定が行われている。チリでは、「ピスコ（Pisco）」、「パハレテ（Pajarete）」及び「ビノ・アソレアド（Vino Asoleado）」の 3 つが法により原産地呼称として認められている。また、いくつかの渓谷がぶどう酒生産地域として確定されている。

法律第 18,455 号は、ぶどう酒及び酒類の新たな原産地呼称は大統領令によってのみ創設できることを定めている。

しかし、改正法案は、その第 IX 章において、あらゆる生産物に関して適用可能なものとして地理的表示及び原産地呼称の認定を受けるための規則を定めている。かかる認定を受けるためには、生産者団体により DPI に申請が提出されることが必要になる。また、林産物及び農産物に関する申請の場合には認定を推奨する農務省の報告書も必要になる。これまで原産地呼称認定申請を行えるのはぶどう酒及び種類についてのみであったが、今後はあらゆる種類の生産物に関して認定申請を行えるようになる。

ぶどう酒及び種類に関して本制度を管轄するのは農業・牧畜業務局（Service of

Agriculture and Cattling=SAG)である。SAGは、法律第18,455号で定める刑事訴訟に加え、さらに行政上の救済措置及び手続の遂行に関しても広範な権限範囲を持っている。

新法はさらに原産地呼称又は地理的表示の申請者に対しそれらの管理及び使用に関する規則を定めることを求めている。また、原産地呼称又は地理的表示の不正使用又は濫用の場合には民事訴訟による救済と刑事訴訟による救済の両方を求めることができる。

集積回路

新法の第VII編は、集積回路に対する保護を定めている。そこでは、集積回路とは、その最終的な形状又は他との組合せにおいて電子的機能を達成することができ、その要素の少なくともひとつが動作し、かつその回路の全体が本体又は素材部の表面の統合的な一部を構成するもの、をいうとして定義されている。

営業秘密

新法の第VII編は営業秘密に対する保護を定めている。営業秘密は、それを秘密に保持しておくことがその所有者に改善、進歩又は競争上の利益をもたらすものとなる知識をいう。

⑦その他

法律第19,039号には、雇用契約又は請負契約の下でなされた発明に関する規定も定められている。

契約又は役務の目的が発明又は創造的活動を遂行することである場合には、出願を行う権利は発明をした者を雇うか又は発明をした者と請負契約を締結した者にのみ属する。契約上、被雇用者又は請負契約の下で働く者が創造的活動を遂行する義務がない場合には、出願の権利はその被雇用者等に属する。ただし、被雇用者等が当該雇用により獲得した知識又は自らに提供された手段によって利益を受けたことが明白である場合には、その被雇用者等を雇うか又はそれと契約した者は、追加的報酬をその被用者等に支払うことによりその発明に対する権利を取得することができる。

新法においては上記の規則の文言を単純化するための改正も行われている。

ソフトウェア及びデータベース

法律17,336号はソフトウェア及びデータベースが著作物であることを明示しそれに明白な保護を与えている。特に第3a条は、ソフトウェアが著作権法による保護の対象になることを規定している。特にその16号は、「その態様又は表現形態を問わずコンピュータ・ソフトウェア（ソース・ソフトウェア及びオブジェクト・ソフトウェアを含み、さらにその準備文書、技術説明、使用説明書も含む）」を保護することを定めている。

同条17号は、機械又はその他の形で読むことが可能なデータ編集物又はその他のものであり、その内容の選択又は処理の仕方により知的性質の創造物に相当するものに対する保護を与えている。ただし、これによる保護はデータそのものには及ばず、またかかるデータ編集物に対する保護がそれに含まれるデータ又は素材の著作権に影響を与えることはないものと理解されている。

(2)手続の概要とフロー

一般的事項

自然人又は法人は、チリ人であるか外国人であるかにかかわらず、だれでも産業財産権を出願し、享受することができる。出願は、本人自ら行うことも、代理人を通じて行うことができる。ただし、外国に居住地又は所在地を持つ自然人又は法人は、チリ国内で代理人又は代表者を指名しなければならない。

代理人を通じて出願を行う場合、出願人はかかる代理人に対して、公的証書又は公証人の面前で署名した私的証書としての委任状を与えなければならない。海外で与えた委任状は、チリ国領事の認証を受けなければならない。

①商標権

商標登録の手続は次の通りである。

- 1)DPI に出願書と写し 2 通を提出し、初回手数料を納付する。(優先権を主張するときにはそれを示すものと一緒に提出する。)
- 2)商標登録官が予備審査を行い、出願の受理及び公開を行うか、又は拒絶するかを決定する。(拒絶された場合には、再審請求も可能であり、その後は上訴も可能。)
- 3)出願は、異議申立を受け付けるため、30 執務日以内に、官報で公開される。
- 4)異議申立てをするための 30 執務日の期間。
- 5)DPI 長官が、登録出願を受理するか拒絶するかを決定する。(この決定に対しては上訴も可能。)
- 6)出願が受理されれば、1.5 UTM (月間税単位) 相当の最終手数料を納付する。
- 7)商標登録証の請求。
- 8)DPI による商標登録証の交付。

ただし、職権による拒絶がなされる場合、又は第三者が異議申立てを行う場合には、手続期間はさらに長くなる。また、新法では、1 クラス、1 出願当りの出願料、登録料及び更新料がそれぞれ 1 出願当り出願料 1 UTM、最終手数料 3 UTM 及び倍額の更新料へと増額される。

②発明特許権

特許権の取得手続は次の通りである。

- 1)出願書及び関連書類並びにそれらの写し各 2 通を本人が自ら又は代理人が提出する。
(優先権を主張するときにはそれを示すものと一緒に提出する。)
- 2)必要とする書類が揃いかつ形式的な要件が満たされているか否かを判断するための予備審査(方式審査)を行う。
- 3)書類の欠落又は不備があるときには、特許登録官は、かかる書類を提出又は訂正のための期間として 40 執務日を出願人に与える。

- 4)出願書及び書類が完全であれば、出願が受理され、60 執務日の間、異議申立ての受付けのため官報で公開される。ただし、新法では、この期間は 45 執務日に短縮される。
- 5)異議申立てを行うための 60 執務日の期間。ただし、新法では、この期間は 45 執務日に短縮される。
- 6)その後、10 執務日以内に審査料の納付を行わなければならない。ただし、新法では審査料の納入を手続終了時まで延期することもできる。
- 7)審査官による実体審査の受諾（20 執務日）。
- 8)審査官は、120 執務日の間に審査を行い、DPI に報告書を提出しなければならない。これは 120 執務日（新法の下では 60 執務日）の延長が可能である。
- 9)審査官の報告書が出願人に送達され、必要な意見を提出するために 120 日執務日の猶予期間が与えられる。これは請求により 120 執務日の延長が可能である（ただし新法の下では 60 執務日に短縮される）。
- 10)特許出願の受理又は拒絶の決定。（15 執務日の間に上訴することができる。）
- 11)特許が付与されると、5 年間ごとに 1 UTM の維持手数料（新法の下では 2 UTM に増額）を支払わなければならない。
- 12)登録証の請求。
- 13)DPI による登録証の交付。

③実用新案権及び意匠権

上述の手続が、実用新案権及び意匠権の出願に対しても適用される（ただし、新法の下では、実用新案及び意匠に関する異議申立期間は 30 日とされる点だけ異なる）。

④植物新品種

植物新品種に対する保護の取得手続は次の通りである。

- 1) SAG に出願を提出する（優先権を主張する場合にはそれを示すものとともに提出する）。
- 2)初回手数料の納付。手数料額は、保護対象の品種（樹木、ぶどう又は他の品種）によって異なる。
- 3)出願の最低要件が満たされているか否かを判断するための予備審査。（ここで拒絶された場合でも、通常、書類の訂正又は要件の充足を行うための期間が与えられる。）
- 4)出願が受理された場合には、異議申立の受付け（60 執務日）を目的とした官報での出願公開。
- 5) 60 執務日の異議申立期間。
- 6)異議申立てがなされた場合、出願人に通知され、答弁提出期間として 60 執務日が与えられる。
- 7) 60 執務日の答弁提出期間。
- 8)争訟が発生した場合には、証拠提出のために 60 執務日の期間が定められる。
- 9) 60 執務日の証拠提出期間。
- 10)審査委員会（Examination Committee）の決定、及び仮登録若しくは正式登録又は拒

絶。(15 執務日以内に上訴することも可能。)

11)登録料の納付。

12)保護品種登録簿 (Registry of Protected Varieties) への仮登録又は正式登録。

13)登録証明書の交付。

14)維持費の納付。

第二審での手続

産業財産権関連法令によれば、行政当局のすべての最終決定に対して、15 執務日以内に上訴できることになっている。この点は次章で分析するが、上訴に対して判決を下すのは産業財産権仲裁裁判所 (Arbitral Tribunal of Industrial Property = TAPI) であり、また、産業財産権の受理又は拒絶に係る決定は、特別上告 (exceptional resource) を通じて、チリ最高裁判所に上告することができる。ただし、新法は、その名称から「仲裁」の文字を削除し産業財産権仲裁裁判所を「産業財産権裁判所 (Tribunal of Industrial Property)」と改称することを定めている。

(3)出願

産業財産権は、チリ国民と外国人とを問わず、すべての自然人又は法人に対して付与される。出願は、利害関係人が直接行うこともできるし、代理人を使うこともできる。

ただし、外国の法人又は自然人は、チリ国内に代理人を任命して委任状を与えなければならない。

すべての出願書は、DPI で入手可能な出願書式を使用して、正 1 通を写し 2 通とともに提出しなければならない。

提出されたそれぞれの出願につき、その受理後には、出願日が明確に決定され、出願番号がスタンプで付されることになる。出願番号が付された出願書類サンプル 1 通が出願人に戻される。

産業財産権が先に海外で付与されているか又は出願されている場合には、出願人は、チリ国内での審査及び評価に資するものとなるよう、外国で係属中又は登録済みの産業財産権の日付、番号及び場所を出願に表示しなければならない。

産業財産権に係るすべての手数料は、UTM を単位として定められている。同じく、罰金を「UTM」で単位として定められている。「UTM」は、チリ国内で使用される通貨単位である「月間課税単位 (Unidades Tributarias Mensuales)」の略であり、これは (物価上昇率にあわせて) 毎月調整されている。

① 商標権

商標登録出願には、次のものを記載しなければならない。

- 1)出願人の正式名称、RUT 又は国民身分証明書番号 (チリ人の場合)、職業又は活動、及び居所。代理人を任命する場合は、代理人についても同様の情報が必要とされる。
- 2)登録を希望する商標の明確な明細。外国語の周知な成句で構成されている商標はスペイン語に翻訳しなければならない。
- 3)指定商品又は指定役務 (ニース国際分類にしたがわなければならない)。

- 4)出願日、及び出願人又はその代理人若しくは代表者の署名。
- 5)該当する場合は、規則が定める以下の大きさのラベル 6 枚。
- 6)出願された商標が人名で構成されている場合は、出願人は、その名前が自らの名前であるか又は関係する第三者から許可を取得済みであることを証明する書類。
- 7)該当する場合は、代理人又は代表者に与えた委任状。
- 8)出願人が法人である場合は、代表者の権限を証明する文書。
- 9)初回手数料の納付を証明する領収証の控え。

②発明特許権、実用新案権及び意匠権

特許出願は、DPI の定める正式の書式を使って行われなければならない。特許出願には、次の内容が含まれなければならない。

- 1)出願人の正式名称、RUT 又は国民身分証明書番号（チリ人の場合）、職業又は活動、及び居所。
 - 2)発明者名。
 - 3)発明の名称
 - 4)代理人の正式名称、RUT 又は国民身分証明書番号（チリ人の場合）、職業又は活動、及び居所。
 - 5)該当する場合、海外で付与された対応特許の特許番号。
 - 6)該当する場合、外国特許の出願日。
 - 7)新規性供述書。
 - 8)出願人又は代理人の署名。
 - 9)出願人が法人である場合は、代表者の権限を証明する文書。
 - 10)出願人が発明者以外の者である場合には、譲渡証明書。
- 上記は、実用新案登録出願及び意匠登録出願にも準用される。

注：それぞれの産業財産権に関する出願の書式及びそれに関する要件に係る事項のほとんどは法律 19,039 号の施行規則に規定されているが、新法は、新法施行に伴う規則改訂期間として政府に 6 ヶ月の期間を与えている。そのため、出願書式にどのような変更が生じるかは現時点では予想することができない。また、これにより集積回路及び原産地呼称に関する書式も定められることになるだろう。

(4)審査

一般的に、チリ法は、それぞれの知的財産権に関してまず予防的審査又は予備的審査を行いその後に実体審査を行うべきことを定めている（ただしぶどう酒の原産地呼称を除く）。

①商標

官報での公開に先立ち、商標登録官は、出願された商標が法律 19,039 号の定める登録拒絶理由に抵触するかどうかを確認するため予備的な調査及び予防的審査を行う。その結果、いずれかの登録拒絶理由に該当すると判断された場合、その出願は公開されずに拒絶される。

一方、拒絶理由に抵触しないと判断された出願は公開を認められ、20 執務日にわたり公開されるものとする。

その後、DPI 長官は、異議申立の有無にかかわらず、その出願経過に照らして当該出願の登録を認めるかどうかを又は拒絶するかを判断する。その際、長官は拒絶理由に抵触するかどうかについての審査を再度行う。長官は何らの異議申立も行われなかった場合であっても職権で出願を拒絶することができる。長官の決定に不服がある場合には、産業財産権仲裁裁判所（TAPI）に上訴することもできる。

ただし、新法は、予防審査を廃止し、それに変わるものとして出願公開を認めるために必要な方式要件が満たされているかを確認するための方式審査を導入することを定めている。方式審査により方式不備が発見された場合、出願人には 30 日の補正期間が与えられる。出願人による補正がなされなかった場合、その出願は放棄されたものとみなされる。

②発明特許、実用新案及び意匠

これら産業財産権に係る出願が提出された場合には、DPI は予備審査を行うべきことを法により求められている。

DPI は、まず最初に、発明の明細書、発明の要約、特許請求の範囲及び（該当する場合は）図面が提出されているかどうかを審査する（実用新案や意匠の場合も所定の文書が提出されているか否かを審査する）。さらに、それぞれの出願につき、法律が定める出願に関する要件が満たされているか否かを審査する。

その結果、予備審査報告書が作成される。これには、出願の種類（特許権、実用新案又は意匠）が示されるほか、該当する場合には、予備技術的分類及び当該出願に対する見解が記載される。

さらに、官報掲載用の要約が当該出願を解釈するのに出来るだけふさわしい方法で作成される。

出願とともに提出された情報が完全でない場合は、通知があってから 40 執務日（新法施行後は 60 日）以内にそれを補正することができる。この場合には、当初の出願日が有効出願日とされる。かかる補正が補正期間中に提出されなかった場合には、出願はなかったものと見なされ、この場合の出願日は、補正の提出日又は新規出願の日となる。

願異議申立期間の経過後は、出願に対する実体審査が行われる。実体審査は、規則第 103 条に基づき、次の点について行われる。

- a) 先行技術調査。
- b) 産業上の利用可能性の分析。
- c) 進歩性分析。

審査官は、発明の要約、発明の明細書、特許請求の範囲及び図面を検討した後、それぞれの種類の出願に関して上記の 3 点に関して評価するものである審査報告書を作成する。

審査官は、出願の審査を行い、それぞれの出願につき法が定めるすべての要件が満たされていることを確認する。また、異議申立てがなされた場合には、異議申立の技術的内容を出願人に連絡することもできる。

法律第 19,039 号の施行規則第 102 条によれば、以下が審査官の責任とされている。

- a) 同法第 32 条、第 56 条及び第 62 条の実体的要件が満たされているか否かの判断を

下すこと。

b)出願人が提出した文書の内容を技術的に評価すること。

c)当該出願の分野の先行技術をチェックすること。

d) DPI に当該出願についての技術的意見を提出すること。

施行規則第 103 条は、審査官による報告には次のことがらが含まれていなければならないことを定めている。

a)提出された技術文書の評価。

b)発明の明細書（又は実用新案若しくは意匠）に含まれている解決法の技術的分析。

c)提出された明細書は当該解決法を再現するに十分なものであるか否かの指摘

d)特許査定を下すために満たされなければならない要件についての意見。

e)先行技術の分析。

f)技術的意見及び結論。

審査官報告書に対して意見を提出するための期間として、当事者には 120 執務日（新法では 60 日に短縮される）の期間が与えられる。意見の不一致がある場合には、DPI は、証拠提出のために 60 執務日の期間を設定する。当該当事者の意見表明と審査官報告書をもとに、DPI 長官が結論を出す。

審査官は、出願の専門分野にしたがって DPI が保管・管理する特別登録簿に登録されなければならない。当事者が要請する場合には、DPI は他の自然人又は法人に報告書の作成を依頼することもできる。

審査費用は出願人が負担することになる。複雑な論点がある場合には、DPI は同時に 2 名の審査官に審査を行わせることもできる。

③植物品種

SAG の種子部は、出願においてすべての書類が提出されていること（該当する場合には、それらの書類が追って提出されること）を検査し確認する。

その後、出願は、当該出願を受理するか又は拒絶するかの見解を述べるものである技術報告書とともに審査委員会に提出される。拒絶の場合には、いくつかの検査結果又は試験検査もそれとともに提出される。

なお、当該植物の見本はチリ国内にある必要がある。

コンピュータ・ソフトウェア及びデータベース

著作権は、著作物が創作された日からその著作物に対し保護を提供するとしているため、それらを教育省相知識部（Intellectual Department of the Ministry of Education）に寄託すべきである。

(5)異議申立・再審査

①商標権

再審査

出願が予防的審査（又は方式審査）で拒絶された場合には、出願人は 20 執務日（新法では 30 執務日）以内に再審査請求を提出することができる。DPI 長官により再審査が拒

絶された場合には、15 執務日以内に TAPI に上告し、その判断を仰ぐことができる。

その後、DPI 長官は、異議申立ての有無にかかわらず、出願を受理するか又は拒絶するかの判断を下すことができる。DPI は、第 19 条及び第 20 条に述べられた商標登録要件及び登録拒絶理由についての分析を行うことになる。DPI 長官は、異議申立ての有無にかかわらず、職権で出願を拒絶することもできる。DPI 長官の決定に不服がある場合は TAPI への上訴を行うこともできる。

ただし、本手続は新法により変更されることになる。新法施行後は、TAPI への上訴手続が廃止され、再審査手続においては審査官の判断にしたがわなければならない。

異議申立

異議申立理由は、法律第 19,039 号の第 19 条及び第 20 条に定められている。異議申立理由の例としては、たとえば以下のものがある。出願に係る標章がいずれかの国の名称であるか又は技術的若しくは科学的名称であること、出願に係る標章が出願人とは異なる自然人の名前であること、出願に係る標章が一般的、表示的又は記述的な語句であること、出願に係る標章が先に出願されたか又は登録された商標と同一又は視覚的若しくは音声的に似ていること、出願に係る標章が外国で著名かつ名声を博している周知な商標と視覚的若しくは音声的に類似しているか又は名チリにおける著名商標又は保護されている原産地呼称と類似していること、及び、商標が、公正競争の原則及び事業倫理を含め善良な慣行、道徳に反していること。

異議申立は、当該出願が官報で公開された日から 30 執務日以内に提出しなければならない。

異議申立理由がある場合、DIP 長官が職権で出願を拒絶することもできる。

②発明特許権、実用新案及び意匠

再審査

再審査は、職権による又は異議申立に基づく DPI の拒絶査定を再検討する機会として理解されている。チリでは所定の手続をとることによって、拒絶査定を再検討を求めることも可能とされている。これについては、出願の審査に関して説明するものである前項において、予備審査において文書不備又は要件不充足により拒絶された場合、審査官の報告書に起因する拒絶の場合、並びに異議申立の却下又は受理に関する場合に利用可能な手段についてすでに言及した通りである。これらの状況においては上訴を行うことができる。

異議申立

法律第 19,039 号第 37 条は、以下のものが特許付与の対象から除外されることを定めている。発見、科学技術及び数学的方式、植物又は動物の品種、単純な確認及び監督の方法としての性質しか有さない方法、原理、方式又は経済的若しくは財務的計画及び純粋に精神的若しくは知的な活動又は賭博関連したもの、外科的及び治療的処置法、診察方法、既知の物質若しくは物品の新しい使用法(ただし、その本質的特性が変更された場合は除く)。また、道徳、公共の秩序、国家安全保障若しくは良俗に反する発明、又は正当な所有権者ではない者が出願した発明も特許付与の対象とならない(ただし、新法においては、さら

に自然に存在するままの生物の一部及び環境上又は動物若しくは人間の健康上の理由により実施することのできない発明も特許できない発明に加えられている)。

特・実・意及び植物新品種に関しては、異議申立期間は 60 執務日である。

⑤登録産業財産権の無効宣言を求める訴え

法律第 19,039 号及び法律第 19,342 号によって、登録済みのいずれかの権利を無効と宣言することもできる。

商標権に関しては、この種の訴えを提起するためのものとして認められる理由は、異議申立理由（同法第 19 条及び第 20 条）と同一であり、また、その他の権利に関しは一般的に法が定める登録阻害理由と同じである。

発明特許に関しては、かかる理由は法律第 19,039 号第 50 条に明示的に列挙されているが、それらは実用新案権並びに意匠権に対しても準用される。簡単にいうと、当該権利がその発明者若しくはその譲受人ではない者によって取得された場合、専門家の報告書が間違いであるか又は明らかに欠陥がある場合、その権利が特許取得要件についての規定に違反して付与された場合（上述第 37 条）には、登録を無効と宣言することが許されている。

植物新品種登録は、法律第 19,342 号の第 37 条から第 39 条で定められた理由に基づきそれを無効とし又は取り消すことができる。簡単にいうと、法律が定める新規性及び区別性の要件を満たさなければ、植物新品種登録を無効とし又は取り消すことができる。

この処分は、法律第 19,039 号が定める権利の場合は DPI 長官が、また植物品種の場合には SAG の種子部（Seed Department）及び審査委員会が決定する。

かかる処分の対象となる権利が特・実・意のいずれかである場合は、DPI 長官は、原告及び被告が提示する論点について一又は複数の専門家に報告書を作成するよう要請する。さらに、DPI は状況をより良く解決するためいつでも専門家の意見を聴取することができる。

すべての場合において、最終決定に対する TAPI への上告が可能である。

(6)産業財産権当局の詳細

産業財産権の出願手続及び登録に係るすべての事項及び産業財産権に係るその他の事項は DPI が管轄する。DPI は、独立組織体ではなく、経済省の一部局である。DPI は、一つの事務所のみでチリ全土をカバーしている。DPI の庁舎は、Moneda (street) N°970, 10Th Floor, Santiago, Chile (www.dpi.cl) にある。チリ国民又は外国人の出願人に関するすべての出願がそこで行われる。

なお、産業財産院（Industrial Property Institute）を設立する法案も国会で審議中である。

DPI を率いているのは知的財産権部長官であるが、長官は、出願の受理又は拒絶を一審として判断する行政判事としての行為を行う公務員である。

DPI は、付与されたすべての権利についての台帳及び登録簿並びに要求される情報を保管する義務を負う。法律が定める各権利について DPI はその登録機関としての役割を果たす。DPI による証明の要請があった場合、それは登録簿の情報に基づいて行われる。特・実・意に関する事項は特許登録官が担当し、商標に関する事項は商標登録官が担当してい

る。

DPI は、産業財産権の成立若しくは宣言の段階で行動する当局であるが、さらに登録無効の宣言、譲渡及び名称変更の登録等の問題に関する行政上の審判機関としても機能している。 DPI は、権利執行面に関してはいっさいの権限を持たない。チリでは、それらの権限は司法裁判所に専属する。

植物新品種の登録は、SAG の種子部により行われる。種子部の長は、品種登録簿を保管しなければならない。種子部は、独立した組織体ではなく、SAG に属する。種子の分野では、「種子の取引・生産に関する法律」及び法律第 19,342 号第 45 条を通じて、ある程度の行政的執行も可能である。

産業財産権仲裁裁判所（TAPI）

産業財産権仲裁裁判所（TAPI）（ただし、新法により産業財産権裁判所と改名されることが決まっている）は、法律第 19.039 号第 17 条によって設立され、3 人の構成員と 1 人の書記役弁護士で構成されている。TAPI は、法律第 19,039 号及び法律第 19,342 号の定める権利に関して DPI 長官又は種子部の長の決定を不服として提起されるすべての上訴について判決を下す責任を負っている。

なお、新法は、構成員数と合議体数を増加することを通じて TAPI が果たす役割を強化することを目指している。

TAPI は、産業財産権の取得とその関連事項に関する専門裁判所であり、その他の事項に関しては裁判管轄権を有していない。

第2章 模倣に対する救済の概要

(1)各産業財産権の権利行使手段と権利執行機関

水際措置に関する章でも説明するように、現在のチリでは、「チリが加盟する WTO 協定に沿った法の適正化を行う」ものである法律 19,912 号（2004 年 11 月 4 日官報にて公布）が定めるところにしたがい水際措置を利用することも可能になった。

しかし、現在のところ、チリには産業財産権のための特別な行政上の救済措置はない。チリにおいては産業財産権に関する救済の提供は裁判所の管轄事項とされているからである。

登録された産業財産権、著作権又は著作隣接権の所有者は、それらの権利を何らかの形で侵害する物品又はその深刻な疑いがある物品の通関を停止するための書面による申請を行うことができる。通関は、当該物品の仕向地又は当該物品に係る文書に関係する地の税関により行われる。

(2)産業財産権が存在しない場合の対抗手段

一般原則として、チリで合法的に登録した産業財産権者だけがそれらの権利を排他的に享受することができる。前述のように、産業財産権は、DPI 又は SAG の種子部に登録することを通じて取得されるものである。この原則は、登録された産業財産権、著作権または著作隣接権の所有者にのみ民事訴訟を起こす権利を付与するものである法律 19,912 号により許可された。

ただし、産業財産権が取得されていない場合でも若干の防衛手段が利用可能である。

①商標に関しては、チリで登録されていない商標の所有権者が、他者による出願に対して、外国での登録を根拠として異議申立を行うことも可能である。ただし、かかる外国商標が名声及び評判を享受している場合に限る（法律第 19,039 号第 20 条(g)）。さらに、チリ国内における未登録商標の先使用を基礎とした異議申立も可能である。

②特許権の分野では、第 1 章でも説明したように、海外で付与されるか又は出願された特許の再確認を得るために出願することは可能である。

不正競争

未登録の権利が侵害されることにより自由競争に影響が生じかねないような特別の状況の下では、自由競争を守るため、1973 年の行政命令第 211 号及びその修正（現在は法律 19,911 号）にしたがって侵害者に対抗することも可能である。例えば、未登録意匠が容器に使用された結果として消費者の間に混同を惹起し自由な競争を妨げた事例においては、当局は、その容器が使われている正当な商品の所有権者に有利な決定を下し、第三者がオリジナルの商品ではないものにかかる意匠を使用することを差し止めた。

他方、チリでは登録されていない外国標章（商標）に対して何らの権利を持たない第三者がチリでその標章を登録をしたことを内容とするいくつかの事例では、かかる外国標章の外国所有権者が自由競争の保護を理由とした訴えを当局に起こした結果、外国商標権者の主張を認める決定が出された。これにより、外国商標権者は、自らの商標がチリでは第三者の名義で登録されているとしても、自らの製品をチリ国内に輸入しチリ国内で販売することができることとされた。

チリには不正競争に係る訴訟の例はその他に存在しない。

第3章 行政的救済

序論でも述べたように、もしも行政上の救済措置という言葉の意味するところが産業財産権侵害に対し制裁や罰金を与えたり産業財産権の侵害を止めることを目的とした何らかの方法による行政機関（政府又は行政権）の介入権限であると理解する場合、チリにおいてはかかる権限は行政当局ではなく裁判所が有している。また、法律 19,912 号により、民事裁判所に水際措置を申請できる可能性も拡大した。

いまのところ、チリにおいては産業財産権の執行は裁判所（それも現時点では刑事裁判所のみ）でしか行うことができない。というのも、チリ法の下では知的財産侵害は犯罪として見なされているからである（ただし、ぶどう酒の原産地呼称、植物新品種及び種子取引並びに水際措置はその例外である）。

つまるところ、産業財産権の権利執行は、産業財産権者による刑事裁判所での訴訟を通じて、しかも基本的には刑事告発によって行われることとなっている。

第4章 民事訴訟

(1) 執行機関の詳細

民事訴訟法典（Code of Civil Procedure = CPC）によると、チリでは、産業財産権に関する民事訴訟は、訴訟手続の枠組みの中、産業財産権所有権者の選択により普通民事裁判所又は刑事裁判所に提訴することとされている。前述のように、産業財産権侵害に関する事項は、刑事裁判所又はその他の刑事事件を提起できる裁判所の管轄事項とされている。ただし、刑事訴訟を提起することにより、当該刑事訴訟が係属している刑事裁判所又はその他の民事裁判所において民事訴訟を提訴することが可能となる。民事訴訟の提訴先を民事裁判所とするか刑事裁判所とするかの選択は、原告（産業財産権者）が行う。ただし、新たな法律 19,912 号は、水際措置に関しては民事裁判所への提訴を行える機会を拡大した。

二審は、領域的裁判管轄権を有する控訴裁判所が行う。さらに、状況によっては、チリ最高裁判所に上告することも可能である。チリ最高裁判所はサンチアゴにあり、チリにおける最上級裁判所である。

(2) 訴訟の対象となる行為

前述の通り、現行法は、法律第 19,039 号又は第 19,342 号で規定する産業財産権侵害に対する救済手段として刑事訴訟のみを定めている。

ただし、やはり前述した通り、刑事訴訟規則は、（刑事訴訟の開始を前提として）刑事裁判所又は民事裁判所に対し権利者が直接に民事訴訟を開始できることも定めている。

民事訴訟

刑事訴訟規則によると、民事訴訟は文書によって提起しなければならない。CPC 第 254 条は、民事訴訟開始のための要件として訴状を文書として提出すべきことを定めており、また、そこでは使用する立証手段についても述べなければならないとされている。

刑事原告による民事訴状の提出は、刑事訴訟手続中（告訴状提出時等）に行なわれなければならない。第三者が商品の没収による被害を受けた場合には、その第三者は商品の返還を求める申立てをすることができる。商品が盗難に遭った場合には、それらの商品は、訴訟手続のいかなる段階であっても、直ちに所有権者に返還されなければならない。

TRIPS 遵守を目的とした新法においては、産業財産権の執行に関連する章（第 10 編、第 106 条～）を導入しているが、そこでは、特に次の事項に関する民事訴訟について定めている。

- a) 産業財産権侵害行為の差止を求める訴訟。
- b) 発生した損害及び被害の賠償を求める訴訟。
- c) 侵害行為の継続を防ぐために必要な措置を求める訴訟（特に商品の没収を求める訴訟）。
- d) 原告が選択する新聞に、有罪判決を受けた者の費用負担で、判決を広告すること。

法律 17,336 号の下で著作権（ソフトウェア）に関して提起できる訴訟

法律 17,336 号は、著作権侵害に対する刑事訴訟及び民事訴訟についての規定を有している（第 78 条～）。

a) 5～50 UTM の罰金

b) 低い等級の犯罪に適用される禁固

c) 第 79 条は「著作権により保護される他人の著作物（公表されているか同かを問わない）を権利者の明示的な許可なく第 18 条が掲げる何らかの形態又は方法で使用者」は罰せられることを定めている。一方、第 85 条は著作権又は著作隣接権に関する事件の場合は、民事裁判官は民事訴訟法の一般的な規則にしたがい略式手続を行うと規定しているが、これは著作権侵害事件に関しては民事訴訟の提起も認められることを示すものである。

刑事訴訟と民事訴訟のいずれも選択可能

前述の通り、上述の第 85 条及びいかなる者も公有のものとなっていない著作物を著作権者の許諾なく使用することはできない旨を定める第 19 条に照らして考えるなら、チリにおいては、刑事裁判所又は民事裁判所のいずれかにおいて著作権侵害の刑事訴訟又は民事訴訟を提起することも可能である。

(3) 得られる救済及び手続きの概要

前述の通り、民事訴訟及び利用可能な救済措置は、刑事訴訟（第 6 章で説明する）に従属するものとされている。

ただし、新法案では、民事訴訟は民事裁判所が管轄するとされており、または（その事件に関して刑事訴訟に訴える権利を損なわれることなく）略式の民事訴訟手続を開始できることが定められている。

民事訴訟を行っても、産業財産権の所有者は刑事訴訟を行う権限を奪われることはない。

(4) 提出すべき書類、証拠、手数料並びに担保

民事裁判を提起するには、CPC 第 254 条で定める訴訟の要件を満たさなければならない。

a) 裁判所の指定

b) 原告及びその代理人の氏名、居所、職業又は活動、並びに訴えの性質。

c) 被告の氏名、居所、職業又は活動。

d) 事実と訴訟の根拠となる法律上の主張の明確な呈示。

e) 結論として、裁判所の決定に委ねる事項の正確な列挙。

当該民事訴訟の根拠となる文書を提出することも可能であり、産業財産権事件の場合は当該権利の登録証の写しを提出することが望ましい。登録証の提出が必要であることは新法案により正式に定められることになる。また新法は、産業財産権者は産業財産権侵害の民事訴訟を提訴できることが定められる予定である。

法律 19,912 号は、登録産業財産権並びに著作権及び著作隣接権の所有者が民事訴訟を起こせることを明示的に定めている。

チリでは、裁判所の利用は無料であり、税又は手数料の支払いは求められない。ただし、通知費用、弁護士費用、審理官費用などの費用の納付・支払いは求められる。裁判所が敗訴した当事者にかかる費用を課す決定を下すこともありうるが、経験からいって、それは通常、発生した全費用を完全に賄うのに十分な金額ではない。

証拠の面では、チリの法律は、民事裁判所に提出する証拠手段を明示的に定めている。また、証拠の評価に一定程度の柔軟性（エクイティに基づく評価）を容認されること及び口頭証拠又は目撃者証言の使用が禁止されること（第6章参照）を除いては、産業財産権についての特別規則は存在しない。DPIでの行政手続においても、目撃者証言は認められない。

(5) 予防措置

法は、産業財産権の侵害が行われているか又は侵害のおそれがある場合に利用可能な特定の予防措置を定めている。かかる予防措置としては以下のようなものがある。

- a) 侵害の即時差止
- b) 侵害対品及び使用された侵害手段の保管・管理
- c) 一又は複数名の検査官の任命
- d) 侵害品の広告の禁止

(6) 決定に不服があるときの手続

チリ民事訴訟法の基本原則として、裁判所によるすべての決定は法が別段の旨を定めている場合を除き裁判所による再審査の対象になることが定められている。ただし、後述する通り、新たな刑事訴訟手続においては少し状況が異なっている。

前述の通り、これまでのチリでは、民事訴訟は刑事手続の枠内においてのみ提起できることとされてきた。

いずれにせよ、一審裁判所の判決は、第6章でも述べるとおり、基本的に法が定める形式的要件又は一定の実体的要件の違反を理由とする判決の再審、控訴及び見直しの対象となる。

(7) 代理人（agent）の必要性、代理人の要件

民事訴訟は普通裁判所に提起されるものであって、行政上の手続ではないことに留意すれば、「agent」ではなく「attorney」と表現した方が正しいかもしれない。CPCによれば、民事訴訟を行う際には弁護士による代理を受けることが必要である。一般的に、当事者は、司法手続において自らが行う最初の提出において、法的代理人を指名しなければならないと定めている。

ただし、例外として、チリ法は本人自らが出廷することも認めている。したがって、前述の通り、agentに依頼する必要はないが、チリでの開業資格を持つ代理人による代理が必要になる。チリでは、産業財産権代理人のほとんどが法律事務所である。したがって、行政当局（DPI 及び TAPI）での代理に際して発行する委任状の中に司法手続における代理権限についての内容を入れることも一般的に行われている。

(8) その他の注意事項

産業財産権に関するチリの法律の現状に注意すべきである。工業所有関連の法律は改正時期にあり、近い将来、承認される見込みである。実際、国会の承認をすでに受けている新法が近いうちに公布される予定であり、これにより侵害に対する措置を改善するための手段として産業財産権分野全般に民事訴訟及び予防的措置が導入される予定である。

第5章 水際措置

(1) 執行機関の詳細

水際措置の執行は、法律 19,912 号の下、民事裁判所により遂行される。

法律 19,912 号が定めるところを除き、チリにおける商品の輸出入管理は税関庁（National Custom Service）の管轄下であり、その規則は「一般関税法令 DFL 第 30 号」及びその改訂版で定められている。

税関庁は、存続期間について特に定めのない独立法人としての公的機関であり、大蔵省（Ministry of Public Finance）を通じて行政権限を認められている。その所在地はバルパライソ市（Valparaíso）である。

税関は、チリの沿岸、国境及びチリの空港を通じた商品の国内への持込みの管理、国際貿易に関する輸出入税の徴収及びその他法律が定める事項の実施を行う責任を負っている。税関の職務に関して使われる場合の「商品」は例外なく「有形動産（corporal movable good）」と定義されている。

水際措置の決定に関する管轄当局は、税関庁又は当該商品に係る書類の提出を受けた税関事務所の所在する地の民事裁判所である。また、法律 19,039 号又は法律 17,336 号に基づく侵害に関する手続においてもいつでも水際措置を命令することができる。

(2) 取締りの対象となる行為

産業財産権、著作権及び著作隣接権の権利者は、書面での要請を行うことにより、法律 19,039 号（産業財産権法）又は法律 17,336 号（著作権法）に基づく権利を何らかの侵害する商品の通関停止を管轄裁判所に要請することができる。さらに、それらの権利を侵害している深刻なおそれがある商品についてもかかる要請を行うことができる。

商品の通関とは、税関庁が商品の輸入書類に関連して行う手続、措置及びその他の業務のことである。

水際措置を要請する場合、申請人は、当該権利が自らに属することを示し、自らが行う予定の訴訟及びそれに関する主張を明示し、さらに侵害の存在を示す文書及び事実を提出しなければならない。さらに水際措置の対象となる商品の明細、並びに可能な場合にはかかる商品の所在地、仕向地（港湾、空港名）、輸入者、所有者及び荷受人の氏名（名称）、原産国、輸送手段及び輸送業者も通知しなければならない。

著作権及び著作隣接権に関する場合には、裁判官は、それが自らの所有に係る者であることを示す証拠を提出するよう申請人に求めることもできる。

(3) 手続の概要

通関停止の申請が提出された後、民事裁判所は申請人に対し即座に保証金（担保）の提出を命令する。ただし、その額は本手続の利用を妨げるほどには高くはない。

水際措置の命令は、当該商品の輸入者、所有者及び荷受人並びに申請人に送達され、さらに水際措置の執行のため税関の長にも直接に送達される。当該商品の輸入者、所有者及び荷受人への送達が行えなかった場合であっても、水際措置が停止されることはない。国境装置の命令は国内におけるすべての税関に及ぶとされており、水際措置の通知を受けた税関はそれを職権で他の税関にも伝えなければならないとされる。

通関停止は、その通知が関係税関になされた日から 10 執務日を期間として行われる。期間延長の通知がなされないまま本期間が終了した場合、当該商品は利害関係者の請求により解放されなければならない。

水際措置の命令がなされた後、当該商品は裁判所が指定した者の管理下に入る。

かかる商品による侵害される権利の権利者は、通関停止の通知が税関に与えられてから 10 執務日以内に民事訴訟又は刑事訴訟を提起するか、措置の延長を要請しなければならない。十分な理由がある場合、かかる期間はさらに 10 日間延長可能とされている。

民事訴訟若しくは刑事訴訟の提起又は措置延長の要請がなされなかった場合、あるいは裁判官がそれを却下した場合、水際措置は無効とされる。

権利者及び輸入者はいつでも当該商品の検査を行うことができる。

さらに、簡単な検査の結果、登録商標を侵害する模倣品又は著作権侵害品であることが判明した場合には、税関はその商品の通関を職権で停止することもできる。侵害される権利の権利者を特定できる場合には、権利者が上記の手續にしたがって通関停止の申請を行うことができるよう、税関は侵害品が発見された旨を権利者に通知する。職権での通関停止は 5 執務日にわたり行うことができる。

少量の商品及び旅行者の手荷物に含まれる商品は、水際措置の対象から除外される。

(4)提出すべき書類、証拠、手数料並びに担保

法律 19,912 号は、登録された産業財産権、著作権及び著作隣接権の権利者であることを示す証拠の提出を水際措置の実施に関する要件として定めている。

(5)決定に不服があるときの手續

法律 19,912 号は、これに関する裁判所の決定の再審査は同じ裁判所に対する再審査の申立てを通じてのみ可能であることを定めている。

(6)代理人の必要性、代理人の要件

水際措置は訴訟手續の一環として実施されるため、一般的な規則の下、すでに説明した通り、チリでの開業資格を持つ弁護士による代理を受ける必要がある。これについては第 6 章を参照のこと。

(7)他の注意事項

水際措置に関する TRIPS 義務達成のための措置は法律 19,912 号に規定されている。本法は、これまでの商標、特許、意匠、実用新案、著作権及び著作隣接権に加え、さらに集積回路権及び工業図面権も水際措置の対象となる権利に加えている。

第6章 刑事訴訟

(1) 執行機関の詳細

刑事訴訟の第一審は、通常刑事裁判所に提起される。管轄権を有する控訴裁判所が第二審として再審査を行う。そして最後に、法的問題がある場合には、最高司法裁判所が上告審としての判決を下す。

最近、新刑法典（Criminal Code）が施行され、口頭弁論を伴う新刑事訴訟手続が用いられることになった。したがって、旧刑事訴訟法典（CCP）の下での状況と新刑事訴訟法典の下での状況を分けて認識する必要がある。

- ① 旧刑事訴訟手続：一審の刑事訴訟は、普通刑事裁判所に対して提起する。裁判所には、所在地によって、刑事事件のみに管轄権を有するものと、その他の事項も扱うものがある。二審として一審判決の再審査を行う権限は控訴裁判所に属し、特別の場合には、さらに最高裁判所に上告することも可能である。
- ② 新刑事訴訟手続：刑事訴訟は保証裁判官（Judges of Guarantee）に対して提起され、その後、口頭裁判所（Oral Tribunal）にて審理される。二審はなく、控訴裁判所は、上訴可能ないくつかの争点に関してのみ再審査を行なう。

(2) 刑事罰の対象となる行為

チリの法律で、産業財産権に対する犯罪として定義される行為は、産業財産権ごとに異なる。

法律第 19,039 号が定める犯罪は、商標権、発明特許権、実用新案権、意匠権により異なっている。また、法律第 19,342 号は、保護植物品種の権利侵害に関する犯罪行為について定めている。一般的に、産業財産権の侵害が犯罪行為を構成するものと見なされるためには、侵害者がその「意思」を持っていること、又は侵害者が産業財産権の存在を「知っている」ことが必要である。かかる法的要件を考慮して、通常は、刑事訴訟を開始する第一歩として、当該産業財産権の存在を知らせる公証書簡又は正式書簡が侵害者に送達される。この点は、国会審議中の法律案によって多分変更されるであろう。

① 商標

登録商標に対する犯罪については、法律第 19,039 号第 28 条が次のように定められている。

「次の者は、有罪とされ 100 UT<から 500 UTM の罰金を国庫に納付するよう命じられる。」

- a) 有効な分類表の同じクラス（類）にすでに登録されている商標と同一又は類似の商標を、悪意をもって使用する者。
- b) 商標を使用して詐欺行為をする者。
- c) 分類表の同じクラス（類）にある商標を使用又は模倣することによって広告を通じた詐欺行為を犯す者。
- d) 未登録であるか、失効したか又は無効とされた商標をそれが登録商標であるかのような態様で使用する者。
- e) 自らの所有物ではない商標を付けた容器又は包装をその商標を消去しないまま使用

する者。ただし、そのしるしを付けた包装が、当該商標で保護されるもの以外のクラス（類）の製品の包装に使用される場合は除く。

② 発明特許

発明特許に付与された産業財産権に対する犯罪は、法律第 19,039 号第 52 条で次のように定められている。

「次の者は、100 UTM から 500 UTM の罰金を国庫に納付しなければならない。」

- a) 特許を付与されていない物をあたかも特許を受けているような表示を付け若しくはその他の類似の欺瞞を行うことによって、他人から詐取する者。
- b) 正当な許可を得ずに、特許発明品を製造し市場で販売し又は販売の目的で輸入する者。
- c) 特許を付与された方法を使用して他人から詐取する者。この規則は、特許を付与された方法を純粋に実験又は教育の目的で使用する場合には適用されない。
- d) 特許を付与された発明を模倣して詐欺行為を犯す者。
- e) 特許出願が係属中である発明を、悪意を持って模倣又は使用する者。ただし、特許が最終的に付与された場合に限る。

③ 実用新案

考案に対し付与された産業財産権に対する犯罪は、法律第 19,039 号第 52 条で次のように定められている。

「次の者は、100 UTM から 500 UTM の罰金を国庫に納付しなければならない。」

- a) 実用新案権を付与されていない物をあたかも実用新案登録を受けているような表示を付け若しくはその他の類似の欺瞞を行うことによって、他人から詐取する者。
- b) 正当な許可を得ずに、実用新案品を製造し、市場で販売し、又は販売の目的で輸入する者。
- c) 実用新案を模倣して詐欺行為を犯す者。
- d) 実用新案出願が係属中である考案を、悪意を持って模倣又は使用する者。ただし、実用新案権が最終的に付与された場合に限る。

④ 意匠

意匠に対し付与された産業財産権に対する犯罪は、法律第 19,039 号第 67 条で次のように定められている。

「次の者は、100 UTM から 500 UTM の罰金を国庫に納付しなければならない。」

- a) 権利者の許諾を得ずに、登録意匠を製造し市場で販売し又は商業的な目的で輸入する者。
- b) 登録意匠を悪意をもって模倣する者。
- c) 出願係属中の意匠、悪意をもって模倣又は使用する者。ただし、意匠権が最終的に付与された場合に限る。

法律第 19,039 号第 16 条は、産業財産権に対する上記のすべての犯罪は誰でも刑事訴訟

を提起することができるパブリック・アクションの対象であるとしている。

⑤植物品種

法律第 19,342 号第 44 条によれば、保護植物品種に対する犯罪は次の通りである。

- a) 保護品種を、所有権者の許可を得ずに及びそれが登録されていることを知りながら、繁殖させるか又は繁殖用材料（種苗）として商業化する意図をもって何らかの行為を行う者。
- b) 育成者権者の同意を得ずに、保護品種の遺伝物質を、新品種を創作するために恒久的に利用する者。
- c) 保護品種を、それがかかる特質を持つことを知りながら何らかの手段若しくは名目で、繁殖用材料（苗）として用いるために、申出を行い頒布し輸入し輸出し商業化し又は引渡しをする者。

ソフトウェア及びデータ編集物

法律第 17,336 号の第 78 条以下は、第 4 章に述べたような保護をソフトウェア及びデータ編集物に与えている。

注：

- 1) 新法では、上記の刑事罰に関する規定の一部が修正され、上記の権利に関して民事訴訟を起こせることが規定されている。
- 2) 新法は、さらに新たに導入された権利（回路配置権、営業秘密及び原産地呼称）に関する犯罪も定めている。

(3)与えられる刑事罰

法律第 19,039 号で定める犯罪については、違反者には 100 UTM から 500 UTM の罰金を科すことができる。かかる罰金は、再犯者の場合には倍額とすることもできる。

さらに、上記いずれかの罪を犯すにあたって用いた道具及び手段、並びに違法に生産した物は、当該権利者の利益ために差し押さえられる。同様に、事件を担当する判事は、適切な予防措置を採用する権利を損なわれることなく、それらのものの差押を直ちに命じることができる。

植物新品種権の侵害者は、5 UTM から 50 UTM の罰金及び短期の禁固に処することができるほか、育成者権者の利益のために侵害者が所持する当該種の植物を差し押さえるか又は没収することもできる。再犯の場合には、罰金は倍額とされ、かつ禁固期間も延長される。

(4)手続の概要

法律第 19,039 号及び法律第 19,342 号で定める犯罪にどの刑事訴訟手続が利用できるかを判断するには、新訴訟手続が順次実施されていることに必要がある。新訴訟手続は、より迅速で効率的な司法を達成することを最終目標に、チリの刑法体系を糾問主義から弾劾主義へと変貌させるものである。

旧刑事訴訟手続はすでにチリのいくつかの地域で実施されている。新手續は当初 2003 年末までに徐々に全国に適用することとされていたが、しかしその実施は遅れており、ほぼ全国で新手續の実施が始まっている現在でも首都地域（サンチアゴ）においては実施されていない（サンチアゴにおける新手續の導入は 2005 年 6 月の予定）。また、個々の事件に新旧いずれの手続が適用されるかを判断するには、犯罪の日付及び場所をはっきりさせることが必要である。

旧訴訟手続下で刑事事件に対する管轄権を有していた裁判所は存在なくなり、新たに保証裁判官（Judges of Guarantee）及び口頭裁判所（Oral Tribunal）が設置されることになる。係属中の事件は、法律と控訴裁判所の判断に従って、法律が定める方法で配分される。

①旧刑事訴訟手続

法律第 19,039 号及び現行 CPP にしたがえば、それらの法が定める犯罪は、「パブリック・アクション」の対象となる犯罪である。すなわち、犯罪について通知を受けた利害関係者はだれでも、訴訟手続を開始できる。

刑事訴訟手続の開始方法

CCP で規定する一般訴訟手続（パブリック・アクションの対象となる犯罪についての通常訴訟手続）は次の方法のいずれかによって開始することができる。

- a) 告発（CCP 第 83 条以下）： 犯罪があったことを裁判官又はその代理人に対し知らせる通知。告発の主要な特徴は、司法官に知らせる者は訴訟手続の当事者にはならず、（告発は）単に当該訴訟手続を始めるための方法に過ぎないという点にある。裁判所は、告発を受理しなければならない。
- b) 刑事訴状（CCP 第 94 条以下）： 刑事訴訟を開始する正式な令状。チリでの開業資格を持つ弁護士がこれに署名しなければならない。
- c) 検察官の要求書： 現在では不可。
- d) 裁判官による調査： 犯罪があったことを裁判官が知るに至った場合、裁判官は職権で刑事訴訟を開始する。

手続の諸段階

訴訟手続は、主に 2 つの段階に分かれる。

- a) 捜査段階： 刑事訴訟の最初の段階であって、裁判官は自ら指揮を取って捜査を行い、犯罪があったか否かを確定し、かつ必要に応じて被疑者を拘禁する。捜査の結果、犯罪の存在が認められた場合、裁判官は被疑者を訴訟手続にかけ、法律が定める要件に従って決定を下す。

かかる決定が有する最も重要な効果は、被疑者を法律と憲法が保障するすべての権利及び特に判決の再審査を求める権利を持つ訴訟当事者に変えることである。

捜査が終了した場合、裁判官は捜査段階が終決したことを宣言する決定を出し、次のいずれかを行わなければならない。

- 1) 当該手続の終了又は中止。

2)当該訴訟手続の正式段階の開始。

b)正式段階：この段階で、被告人は抗弁することができ、また裁判官は被告人を正式に告発する。

この段階の特徴は、裁判官と被告人との間で弁論及び意見の衝突がなされることである。この段階の各ステップは法律によって定められている。当該犯罪および被告がどのようにそれに関与したかを記載した起訴状を裁判官が作成する。起訴状においては裁判所が所持する証拠についても述べられなければならない。さらに、この段階においては、自らの刑事訴状又は民事訴状を提出する機会が刑事原告及び民事原告に与えられる。その後、被告人には、起訴状に答弁する機会が与えられる。訴訟手続のこの段階以降、弁護士による助力が被告人に提供されなければならない。

手続が進行すると、証拠提出のために 20 日間の期間が与えられる。この期間が経過すれば、証拠提出の有無にかかわらず、裁判所による認定の後、当該事件は判決申し渡しの段階に入る。裁判官は、判決を申し渡す前に、追加的な処置を要求することができる。

②新刑事訴訟手続

新たな刑事訴訟手続は以下の機関から構成される。

- 1)保証裁判官（Judge of Guarantee）：保証裁判官の主な職務は、被告人の権利及び捜査に参加する者の権利を保証し、法律（CCP 第 10 条及び第 70 条）に基づき自らの権限に委ねられる事項について決定を下し、かつ、法律が定めるその他の職務を遂行することにある。
- 2) 口頭審理による刑事訴訟手続での裁判官：3 名から構成され、その主な職務は、当該訴訟手続における口頭審理段階（司法決定の通知が口頭裁判所長に送達された時点で開始される）の遂行及び最終判決の申渡しである。
- 3)検察官：捜査の遂行、関係者を犯罪で告発しかつ口頭審理で犯罪を証明するための証拠の入手を職務とする。
- 4) 刑事公選弁護士：新刑事訴訟手続の下で弁護士のいない被告人を弁護する。

手続の諸段階

- a) 捜査段階：本段階においては、検察官が 2 年以内に事実関係を捜査する。
- b) 訴訟手続の開始（CCP 第 172 条）
 - 1)検察官による捜査
 - 2)告発：告発は、検察官、警察又は刑事管轄権を有する裁判所に直接に行わなければならない。それらすべての者は、直ちに検察官に連絡しなければならない。
 - 3)刑事訴状の提出：パブリック・アクションの対象となる犯罪及び他の犯罪に限定される。チリでの開業資格を持つ弁護士の助力が必要である。
- c)捜査の結果、犯罪の証拠が得られれば、検察官が起訴状を発行し、訴訟手続は次の段階に進む。
 - 1)即時口頭審理
 - 2)略式訴訟手続（CCP 第 406 条以下）：略式訴訟手続では、被告人は事実及び自らに

不利な証拠を認めることになる。この手続の目的は、法律と刑罰の適用に関する討議を行うことになる。略式訴訟手続を利用するためには、検察官と被告人及びその弁護士との間に合意が存在しなければならない。本手続は、刑罰が5年以下の禁固又は他の懲罰である犯罪のみに適用されるものであり、産業財産権に関する事件の場合も同様である。

口頭審理の段階（第 281 条以下）

被告人は、検察官とともにすべての聴聞に出席しなければならない。被告人と検察官の出席が訴訟手続が有効とされるための要件である。まず、最初の主張の機会が、検察官に、続いて告発人及び国選弁護人に与えられる。続いて、検察官及び国選弁護人に自らの意見を表明する新たな機会が持つ。最後に、被告人に発言の機会が与えられ、口頭審理が終了する。

口頭審理の原則は次の通りである。

- 連続性（CCP 第 82 条）
- 裁判官と検察官の連続的出廷（CCP 第 286 条）。
- 国選弁護人の出廷（CCP 第 286 条）。
- 公開聴聞（CCP 第 289 条）
- 裁判所に付託された事項に対する即時の決定（CCP 第 290 条）。
- 口頭審理（CCP 第 291 条）。

(5)提出すべき書類、証拠、手数料

刑事訴訟法典（CCP）の下、産業財産権者は、刑事訴状を提出することにより刑事原告となることができる。裁判所で行為する法的資格を有する者はだれでも、捜査の終了前であればいつでも、刑事訴状を提出することができる。

刑事訴状の要件は次の通りである。

- 1)裁判所の指定。
- 2)刑事告発人の氏名、居所、職業又は活動。
- 3) 刑事被告人の氏名、職業又は活動及び住所。刑事告発人がそれらの情報を知らない場合には刑事被告人の明確な特定。かかる特定も行えない場合には、被疑者又は刑事被告人の調査を要請する刑事訴状を提出することもできる。
- 4)判明している場合には、犯罪の月日及び時間を含む状況及び犯罪事実の要約。
- 5)検察官による調査実施の要請。
- 6)刑事原告又はその代理人による署名。

証拠に関しては、新旧手続を区別することが必要である。

- a)旧刑事訴訟手続：証拠手段は法律によって列挙・制限されている。証拠は審理段階で提出しなければならない。捜査段階においては裁判官のみが証拠及び調査の要請を行う。
- b)新刑事訴訟手続：認められる証拠の範囲は広がり、情報の再生システム、速記録等

を含め、いかなる証拠手段も受け入れられることになった。証拠は、一定の例外を除き、口頭審理期間中に提出しなければならない。

- c) 民事訴訟における証拠 (CCP 第 324 条) : 刑事裁判所に提出する証拠は、立証責任に関する民事規定並びに機会及び評価に関する刑事規定にしたがうものとする。
- d) 産業財産権に係る特則 : 前述の通り、法律第 19,039 号第 16 条によって、刑事訴訟手続における産業財産権に係る証拠は、より柔軟な方法で評価するものとし、また、裁判所が判決を言渡す前に DPI の意見を聴取しなければならない。
- e) 費用 : チリにおいては裁判所の利用は無料である。ただし、当事者は、弁護士費用その他の他の費用を支払わなければならない。これらを支払っても、相手方当事者に対して諸費用を支払うよう申し渡される可能性は損なわれないが、かかる金額は、通常、出費を完全に賄うには十分なものではない。

(6)決定に不服があるときの手続

法の下、裁判所の判決を不服とする当事者は、判決の再審査のため利用可能な手段及び救済措置を使用することができる。法律は、再審査の対象となる判決の種類によって、再審の申立て、上訴などの利用可能な手段を定めている。

特に、最終判決は、控訴裁判所に上訴するか、又は、形式的若しくは実体的な法的要件の違反を理由とする再審査の請求であれば、最高裁判所に上告することができる。

主たる利用可能な手続の概要

①形式的若しくは実体的な法的要件の違反を理由とした最終判決再審査の手段は以下の通りである。

- a) 形式的法的要件の違反を理由とする最終判決の再審査 : その目的は、CCP 第 541 条で定める特定の理由により最終判決を無効とすることにある。本請求の期間は、上訴期間と同一である (5 日間)。当事者が控訴も行う場合は、一定の例外を除き、双方を同時に行わなければならない。
- b) 実体的法的要件の違反を理由とする最終判決の再審査 : その目的は、法律の間違った適用による最終判決を無効とすることである。請求理由は CCP 第 546 条に示されている。

②控訴 (CCP 第 510 条以下) : 上訴期間は、口頭による控訴であるか書面による控訴であるかを問わず 5 日間である。控訴の対象となるのは、一審の最終判決及び修復不可能な損害を引き起こしかねないいっさいの決定である。控訴は、各事例とも、当該判決を申し渡した裁判所に提起することができ、上級裁判所がそれに対する判決を下す。

さらに、控訴が正しく認められたか否かを見直す特別上訴がある。いずれの場合でも、口頭審理裁判所が申し渡す判決は上訴の対象とはならない。

③上告 (CCP 第 657 条以下) : CCP 第 657 条で定める特定の状況が発生した場合に、被告人を有罪とした最終判決を無効とすることを目的とするもの。これは、最高裁判所に対して行い、最高裁判所が判決を下す。

④再審査の申立て (CCP 第 56 条以下) : これは、いくつかの種類の判決に対して利用可能であり、通告があった後 3 日以内に行う。論拠の明示が必要である。

⑤新刑事訴訟手続：一般的に、控訴は一定の判決に関してのみしか認められない。最終判決に対する控訴は略式訴訟手続に関してのみ可能である。ただし、判決の無効を求める訴え（CCP 第 372 条以下）を提出することも可能である。これは、口頭審理及びその最終決定を無効とするために認められ、かかる訴えを提出することが可能な理由は法律で示されている。これは、通告の後 10 日以内に、文書で、刑事口頭審理裁判所に対して行わなければならない。裁判所が本申立てを受理した場合には、当該最終判決を無効として、新たに口頭審理を開始しなければならない。

(7)代理人の必要性、代理人の要件

刑事訴訟手続に適用される一般規則によって、刑事訴状を提出する場合には、いかなる者であっても訴訟当事者となる時点においてチリでの開業資格を有する弁護士を指名する必要がある。この要件は、犯罪を告発するためだけに出席する者には適用されない。

被告人もまた弁護士による代理を受けなければならない。被告人が弁護士を雇えない場合には、国が無料で法的支援を提供する。旧刑事訴訟手続では、この助力は、「法的助力協会（Foundation for Legal Assistance）」が提供したが、新訴訟手続では、国選弁護人が提供する。

第7章 その他

技術移転とライセンス契約

チリにおいては、ライセンス契約又は技術移転契約の審査又は承認に関する特別な法的規定もそれらを行う機関も存在しない。チリでは、当事者間における意志の自立の原則が尊重されており、当事者は適当と考える取決めを自由に行うことができる。

ただし、それらの契約における取決めは一般的な法令及び原則（特に 2003 年の法律第 19,911 号が定める自由競争ルール）にしたがうものでなければならない。それらの法律及びそれに先立つ法律は、法により禁じられる行為を具体的に定めるものではないが、一般的な原則と自由競争に反するものと見られるいくつかの事実又は行為の例を定めている。したがって、これに関する分析は具体的かつ個別的な形で行われる必要がある。

営業秘密の保護

これに関しては、本稿においてすでに説明した通りである。現在、営業秘密に関する法的規定は刑法中にひとつの規定があるのみであるが、これは廃止され、それに代わるものとして新法が営業秘密の保護に関して規定することになる。

参考資料

A. チリにおける知的財産権法及び知的財産権関連条約の現状に照らした旧マニュアルの修正

本マニュアルは、2002 年に作成された模倣対策マニュアルの改訂版である。

知的財産権関連の新たな法及び法案においてなされる予定の変更に對するより深い理解を可能とするため、チリにおける知的財産権法及び知的財産権関連条約の現状に関する追加的な見解や情報を以下に示すこととする。

1. 前回のマニュアルに対する訂正

(1)チリにおける知的財産権法の現状のあらまし

チリはこれまでも世界でも積極的に知的財産権保護に取り組んできた国のひとつであるが、さらに現在では知的財産権法分野における一連の抜本的な改革が進められており、チリにおける知的財産権の発展及びはその実践は注目に値するものといえるだろう。

チリ知的財産権法分野における変革（あるいは「革命」といってもいいかもしれない）の基礎をなす要素と主に以下の3つがある。

- ①自由貿易協定 (FTA)：チリは、二国間自由貿易協定 (FTA) に関しては、積極的かつ世界でも最も進んだ考え方を有する国のひとつといえるが、それらの FTA には知的財産権保護に関する章も含まれることとなっている。チリが締結したそのような FTA の例としては、EU、韓国、米国との間にそれぞれ締結された FTA がある。
- ②FTA における知的財産権関連条約遵守義務：FTA において定められた具体的な知的財産権保護規定に加え、さらにチリは所定の期限までに特許協力条約や植物の新品種の保護に関する国際条約 (1991 年改正) 等の知的財産権関連の国際条約に加盟することにも合意している。米国との FTA 交渉においては特に知的財産権保護が重視されており、その結果、米国との FTA の第 17 条はチリがこれまでに締結した FTA の中でも（そして、おそらく世界中の FTA の中でも）最も詳細な知的財産権保護ルールを定めるものとなっている。
- ③TRIPS 対応と新法：チリにおける知的財産権保護に対する認識の高まりの中で第三に重要な要素としては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) が定める基準に国内法を適合させることを目的として可決された2つの新法（法律 19,912 号及び 19,914 号）がある。それらは国境措置と著作権に関するものであるが、さらに数ヵ月のうちには TRIPS 遵守プロセスの総仕上げとして新産業財産権法も公布される予定である。同法は、産業財産権法にいくつかの必要な改正を加えるものである。

現在に至るまでチリにおける知的財産権保護は 1991 年産業財産権が定めたところにとどまってきた。同法に対する改正はこれまで一度も行われてなく、またそれ以前における法も改正を加えられることなく長年にわたりその効力を保ってきた。知的財産権法分野におけるチリの歩みの遅さを示す例としては、1991 年になるまでチリはパリ条約に加盟して

いなかったことをあげることができるだろう。

1973年に自由市場経済制度を採用して以来、チリは付加価値製品や輸出品の増加を目指した政策を採用してきたが、しかしかかる経済改革努力においては知的財産権法や知的財産権制度の重要性は最近にいたるまで十分に認識されていなかった。しかし現在では、チリにおいても、自由市場経済を発展させるための牽引車のひとつとして知的財産権が有する価値が認識されるようになったと思われる。

なぜチリは自由市場経済制度を導入した時点で知的財産権法及び知的財産権制度を重視しなかったのかと疑問もあるかもしれない。これに回答することは容易ではないが、おそらく、長年にわたり閉鎖経済を採用してきた結果として商品及びサービスの市場がまったく発達していなかったことから、自由に利用できる技術を使用しながらそれらの市場を発達させることがまず何よりも必要になったのであろう。

しかし、現在ではチリ経済も知的財産権法の活用、統合及び強化が必要な段階に入っている。というのも、チリにおける教育制度及び知的財産権制度利用状況は、チリが有する自由経済市場国としての地位に釣り合ったものとはなっていないからである。かかる状況を示す事実として、1991年の国内出願件数はわずか1110件でしかなく、ピーク時の2000年には3651件にまで増えたが、しかし2004年現在においては約2600件までまた減少していることを指摘することもできる。すなわち、チリにおける特許出願件数は先進国及びアジアの新興経済諸国には遠く及ばないものでしかない。

だが近年には、チリ国民の技術革新及びその法的な保護に対する関心は高まっており、そのような意味でチリはさらに一歩進んだ段階に入ったといえることができるだろう。知的財産権の尊重及びそれがもたらす利益の活用は国際商取引ルールの一部にもなっている。チリのような新興経済国にとっては知的財産権制度の発展とともに知的創造に対する文化的認識が高まるようを奨励することが必要である。そうでなければ、知的財産権保護の強化は、自国の競争力ではなく、貿易パートナーの競争力を競争力を強化するだけのものになってしまうからである。

知的財産権制度は永続的な制度であり、したがってチリはそれを国内に根付かせていかなければならない。すなわち、創造者や発明者と知的財産権法との間に結びつきを作り出し、それらの者が知的財産権の有する法的利点から利益を得られるようにしなければならない。

上述のような新たな法的枠組み（FTAにおける知的財産権保護規定、すでに施行されている新法及び公布待ちの新法並びにチリが加盟しなければならない国際条約）はチリにおける知的財産権保護への認識を高め加速化するのに役立つものとなるだろう。かかる認識は、自国の経済開発と技術開発とを統合し促進することを望む国にとっては不可欠なものでもある。

(2)チリにおける TRIPS 協定及び対米 FTA の実施の現状

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）は、ウルグアイラウンドの結果として締結されたマラケッシュ協定の一部を構成するものである。チリでは、マラケッシュ条約は外務省行政命令第16号（1995年5月17日付の官報で公布）により批准された。

よく知られているように、TRIPS 協定は、発展途上国に対しては同協定において定められている基準や規定に対する国内法令の対応を行うための期限を 2000 年 1 月 1 日としている。

チリは TRIPS 協定の一部に関してはその国内実施を済ませているが（主として国境措置）、その完全な実施はいまだ遅れている。

しかし、TRIPS 実施のための新法はすでに国会の承認を受けており、これは官報での公布が行われた時点で正式にチリの法律となる。だが、その他にも新たな問題が生じている。すなわち、最近に署名され批准された米国との自由貿易協定（FTA）が定めるところにチリの知的財産権法を適応させなければならないという問題である。米国との FTA では、その第 17 章に知的財産権分野においてチリが 2004 年中に履行しなければならない詳細な義務が定められている。

それにより求められる知的財産権法の改正も TRIPS 対応法案中に含めることも可能であったが、かかる選択は行われなかったため、したがってチリにおける知的財産権法を対米 FTA に沿ったものとするための知的財産権法改正法案を提出すべき喫緊の必要がある。そうしない限り、チリは FTA を尊重していないということになり、FTA の自動的な執行が行われることになるからである。

さらに、チリは欧州との間に自由貿易協力協定も締結しているが、同協定は対米 FTA とともにチリがいくつかの国際知的財産権条約（特許協力条約、1991 改正の UPOV 条約等）に加盟しそれを批准しなければならないことも定めている。かかる義務もまたそれらの条約の国内実施を行うための法改正を必要とするものであり、したがって知的財産権法に関するいくつかの改正が今後も続くことになるだろう。

A)TRIPS 協定と産業財産権法（法律第 19,039 号）及び著作権法（法律第 17,736 号）改正の必要性

チリでは TRIPS 遵守を達成するために制度変更が必要な事項のリストが作成されたが、それは以下の通りである。

①著作権法（法律第 17,736 号）

- a)TRIPS 協定第 10 条(2)にしたがったデータベースに対する特別の保護の導入
- b) TRIPS 協定第 11 条にしたがったコンピュータプログラム貸与権の導入

②産業財産権法（法律第 19,039 号）

- a)商標：TRIPS 協定は著名商標についての保護を定めるパリ条約第 6 条の 2 の範囲を非類似の商品及び役務にまで拡大することを定めているが、その結果、特に非類似の商品・役務に関する状況に適用できるようチリ法を改正すべき必要がある。
- b)地理的表示及び原産地呼称に対する保護：これについて規定する法律は酒類に関する法律 18,445 号にしか存在しないが、それらに対するより一般的かつ完全な保護を与える必要があるように思われる。
- c)図面及び工業モデル：TRIPS 協定第 25 条の下、それらが新規かつ独創的なものであることを条件として、それらにも保護を与える必要がある。
- d)特許：特許の存続期間を出願日から 20 年に延長することが必要である。現在のところ、チリにおける特許保護期間は付与後 15 年間とされている。

- e)立証責任：特許侵害民事訴訟における立証責任を移動させるための法改正が必要である。
- f)輸入に関する特許権者の権利：法律 19,039 号は特許権者の輸入権について明確に定めることはしていないものの、施行規則には特許権者の許諾なく行われた輸入は犯罪を構成する事が定められている。しかし、輸入権にさらなる配慮を与えそれを明確化することが必要である。
- g)強制実施：TRIPS 協定第 31 条は強制実施を認めるために満たされるべきいくつかの条件を定めているが、それらは法律 19,039 号における条件と異なっている。
- h)集積回路の保護：法律 19,039 号もその他の国内法も集積回路に対する保護を提供していない。したがって、TRIPS 協定第 35 条から第 38 条にしたがった保護が集積回路に提供される必要がある（チリは、集積回路の知的財産権に関するワシントン条約の締約国ではない）。
- i)開示されていない情報又は営業秘密の保護：これに関しては若干の保護も与えられているが（刑法による保護等）、しかし TRIPS 協定第 39 条に従った完全な保護が与えられる必要がある。

上記のリストにおいては産業財産権及び著作権の権利執行（エンフォースメント）面を改善すべき必要は言及されていないが、国会による新法案の検討の際にかかる必要があることが示された結果として、新たな章及び権利執行に係る重要な規定が追加されることになった。

B)チリにおける TRIPS 対応の現状

著作権及び国境措置に関しては、法律 19,912 号（2004 年 11 月 4 日官報にて公布）により TRIPS への対応がすでに達成されている。

さらに、著作権に関しては、法律 19,914 号（2004 年 11 月 19 日官報にて公布）により対米 FTA への対応も達成されている。

①法律 19,912 号（2004 年 11 月 4 日官報にて公布）

本法には「チリが署名を行った世界貿易機関（WTO）協定に対して関連法令の適応させるための法」という名称が付けられている。

すでに述べたとおり、本法は、国境措置及び著作権に関してチリ知的財産権法を TRIPS の定める基準に適合化させるものである。

本法は、全 24 条から構成され、国境措置はその第 2 章（第 16 条～第 18 条）に、著作権に関する改正は第 20 条に定められている。

国境措置に関する規則

本法は、チリ国内において登録されている産業財産権の権利者並びに著作権及び著作隣接権の権利者は、法律 19,039 号（産業財産権法）及び法律 17,736 号に基づく取得された権利を何らかの形で侵害する商品の通関を停止することを書面にて管轄裁判所に要請することができることを規定している。侵害がなされつつあると信じるべき理由がある場合には、これと同じ措置を要請することができる。

商品の通関は、商品の税関書類に関係して税関が行う手続を意味する。当該税関事務所が所在する場所の民事裁判所が管轄裁判所となる。通関停止措置を要請する際、権利者は自らが侵害される権利の権利者であることを証明しなければならない。通関停止措置は当該民事裁判所により行われる（保証金の提出が命じられることも命じられないこともある）。当該民事裁判所は、通関停止の通知を当該商品の輸入者、所有者及び荷受人に送達する。通関停止期間は 10 日間であり、権利者はその間に民事訴訟又は刑事訴訟を開始しなければならない。通関停止措置の対象となった商品を再輸出することはできない。

税関は、商標又は著作権を侵害することが明白な商品に関しては 5 日間にわたり職権で通関を停止することもできる。少量の商品及び旅行者の手荷物に含まれる商品は、国境措置の対象から除外される。

法律 19,912 号による法律 17,336 号（著作権法）の改正

著作権法改正規定は法律 19,912 号の第 20 条に規定されている。その内容は以下の通り。

- a) その形態を問わずコンピュータ・ソフトウェア（ソース・ソフトウェア及びオブジェクト・ソフトウェアを含み、さらにその準備文書、技術説明、使用説明書も含む）に対する保護
- b) 編集物、データベースその他の可読物に対する保護の提供
- c) 図面及び布地の模様に対する保護の提供
- d) distribution right（譲渡権）、reproduction（複製）及び public communication（公衆への伝達）の定義の修正

C) チリにおける対米 FTA 対応の現状

米国との FTA に対する国内法令の対応化は著作権に関してしか行われていない。これはチリにおける著作権法である法律 17,336 号を対米 FTA に適合させるための改正である法律 19,914 号（2004 年 11 月 19 日官報にて公布）により行われている。

より具体的には、法律 19,914 号は以下の点に関して法律 17,336 号を改正している。

- a) 定義の修正：法律 19,914 号は、「artist（芸術家）」「interpreter（翻訳者）」「player（演奏者）」等、「product of a phonogram（レコード製品）」「broadcasting（放送）」「publication of a work（著作物の発行）」「distribution（頒布）」及び「fixation（固定）」に関して新たな定義を定めている。
- b) 保護期間の 70 年への延長
- c) 著作権者による他者の使用の許諾に関する第 18 条の修正
- d) 最初の配布後における国内消尽及び国際消尽
- e) 写真の著作物の保護に関するルールの変更
- f) 公衆へ供与に関する著作権者の排他的権利を確立
- g) 放送の保護を導入
- h) 著作権者に関する情報又は著作権管理団体により提供された必要な情報の隠匿又は変更に関する責任を規定

2. チリが締結している自由貿易協定における知的財産権関連規定

前述の通り、チリは、自由貿易協定（FTA）の締結という点では世界でも最も積極的な国のひとつである。

チリが締結した FTA のうちでわずかではあるが最初に知的財産権に言及するものとなったのはカナダとの FTA であった。そこでは、チリのぶどう酒生産地及び原産地呼称である「ピスコ（Pisco）」「パハレテ（Pajarete）」「ビノ・アソレアド（Vino Asoleado）」等がカナダにより認定され、一方、チリは「Canadian Whiskey」を地理的表示として認識している。その後、メキシコとの間に締結された FTA においては、TRIPS 協定の規定の一部及び特定の状況における商標使用の有効性などの具体的なルールを二国間条約として定めるが如き内容の知的財産権保護に関する章が設けられている。EU や韓国との FTA においても知的財産権に関する章が設けられたが、知的財産権に関する最も詳細な章が設けられたのは米国との FTA においてであった。

最恵国待遇条項：TRIPS が締結された現在、我々は、非常な重要なルールとして「最恵国待遇」義務が存在することに留意しなければならない。すなわち、TRIPS 協定において最恵国待遇条項に同意した結果として、チリが EU、韓国又は米国に対し FTA の中で与えた利益はすべての TRIPS 加盟国に対し自動的に適用されることになるというルールである。

一般的にいて、これまで知的財産権分野においてチリが行った取決めのうちで最も多くの内容を有し最も大きな変革を必要とするのは米国との FTA において行われた知的財産権に取決めである。

FTA における義務：前述の通り、他国との条約や協定は以下の 2 種類の形でチリに知的財産権保護義務を生じさせるものとなっている。第一は、条約や協定の本文における義務の設定であり、第二は、特定期日までに何らかの国際条約への加盟を義務付ける取決めである。後者もまたチリにおける保護水準を引き上げるものといえるだろう。

本文中で具体的な義務を定めると同時に特定の知的財産権関連条約への参加を義務付ける FTA としては EU 及び米国との間で締結されたものがある。

B. 韓国、EU 及び米国と締結された自由貿易協定における知的財産権規定の主たる特徴

①韓国との間に締結された FTA における知的財産権保護に関する章の特徴

両国は、自国の領域内において、他の締約国の国民に対し知的財産権の十分かつ有効な保護と行使を与えなければならず、また同時に、知的財産権の行使のための措置自体が正当な貿易の障害とならないことを確保しなければならない、とされている。

両国は自国が加盟する TRIPS 協定等の国際条約を誠実に履行しなければならない、とされている。

両国は、本 FTA により求められているよりも広範な知的財産権保護を実施することもできるものとするが、ただしかかる保護は本協定及び TRIPS 協定に反するものであってはならない、とされている。

パリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する、とされている。さらに、商標が周知であるかどうかを決定するためのルールも本 FTA では定められている。

不使用を理由とする商標の効力喪失に関する最低限のルールも定められている。

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示として「地理的表示」を定義している。

両国は、TRIPS 協定及び本 FTA に基づき地理的表示保護の重要性について認識し、以下に対する相互的な保護を与えるとしている。

韓国の地理的表示

- －朝鮮人参 Korean Ginseng（人参）
- －朝鮮キムチ Korean Kimchi（キムチ）
- －宝城 Boseong（ポソン、茶）

チリの地理的表示

- ピスコ Pisco（ぶどう酒及び蒸留酒）
- パハレテ Pajarete（ぶどう酒及び蒸留酒）
- ビノ・アソレアド Vino Asoleado（ぶどう酒）

両国は、TRIPS 協定（特に第 41 条から第 61 条）に合致した知的財産権の行使の重要

性を認識する、とされている。

FTA の知的財産権保護に関する章の履行又は解釈に関する締約国間の協議は FTA 第 19 章に述べられた紛争解決手続の下で遂行されるものとされている。

②EU との間に締結された FTA における知的財産権保護に関する章の特徴（第VI編）

目的

国際的に最高の水準にしたがった適切かつ有効な知的財産権保護（国際条約に定められた知的財産権の行使のための有効な手段も含む）を提供し確保すること。

知的財産権の定義

本 FTA においては、「知的財産権」は、著作権（コンピュータプログラム及びデータベースの著作権を含む）及び関連する権利、特許、意匠、地理的表示（原産地名称を含む）、商標及び回路配置に関する権利、開示されていない情報の保護並びにパリ条約（1967 年ストックホルム改正）第 10 条の 2 がいう不正競争行為からの保護をいうとして定義されている。

以下の条約の履行を引き続き確保する義務

(a)以下の条約に基づく義務の適切かつ効果的な履行を引き続き確保する義務

- (i) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 C）
- (ii) 工業所有権の保護に関するパリ条約（1967 年ストックホルム改正）
- (iii) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- (iv) 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約
- (v) 1978 年又は 1991 年の植物の新品種の保護に関する国際条約

(b) 2007 年 1 月 1 日までに以下の多国間条約に加盟し、それらに基づく義務の適切かつ効果的な履行を引き続き確保する義務

- (i) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（1977 年ジュネーブ改正、1979 年修正）
- (ii) WIPO 著作権条約（ジュネーブ、1996 年）
- (iii) WIPO 実演・レコード条約（ジュネーブ、1996 年）
- (vi) 特許協力条約（1970 年ワシントンで締結、1979 年修正、1984 年変更）
- (v) 1971 年の国際特許分類に関するストラスブール協定（1979 年改正）

条約遵守義務

(c) 2009 年 1 月 1 日までに以下の多国間条約に参加し、それらに基づく義務の適切かつ効果的な履行を確保する義務

- (i) 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（ジュネーブ、1971 年）

- (ii) 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定（ロカルノ同盟、1968 年、1979 年改正）年改正）、
 - (iv) 商標法条約（ジュネーブ、1994 年）
 - (d) 可能な限りに早期に、以下の多国間条約を批准し、それらに基づく義務の適切かつ効果的な履行を確保する義務
 - (i) 標章の国際登録に関するマドリッド・プロトコル（1989 年）
 - (ii) 標章の国際登録に関するマドリッド協定（1967 年ストックホルム改正、1979 年修正）
 - (iii) 標章の図形要素の国際分類を確立するウィーン協定（ウィーン、1973 年、1985 年修正）
- 国際条約に基づき義務を確保すべき義務に関しては、管理機関がその他の多国間協定を追加することもできる。

③米国と間に締結された FTA における知的財産権保護に関する章の特徴（第 17 章）

本章には、知的財産権、通商、多数国間条約及び権利執行に関する前文が含まれる。

一般規定

両国は、本章の規定に反するものでないことを条件として、本章に含まれるよりも広範な保護を与えることもできるとしている。

特定の国際条約の遵守義務

それぞれの締約国は 2007 年 1 月 1 日までに特許協力条約の批准又は特許協力条約への加盟を済ませなければならない。

それぞれの締約国は 2009 年 1 月 1 日までに以下の条約の批准又はそれらへの加盟を済ませなければならない。

- (a) 1991 年の植物の新品種の保護に関する国際条約
- (b) 商標法条約（1994 年）
- (c) 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約（1974 年）

それぞれの締約国は国内法に一致した形で以下の条約の批准又はそれらへの加盟を行うための合理的な努力を行わなければならない。

- (a) 特許法条約（2000 年）
- (b) 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定（1999 年）
- (c) 標章の国際登録に関するマドリッド・プロトコル（1989 年）

知的財産権に関する本章に含まれるいかなる規定も、TRIPS 協定又は世界知的所有権機関（WIPO）の後援により締結又は管理されている知的財産権に関する多国間条約によりいずれかの締約国が他方の締約国に対し有する義務を制限することはないものとする。

いずれの締約国も知的財産権の保護及び共有に関して自国民に対して与えているよりも不利なものではない取扱いを他方締約国の国民に与えなければならない。

本協定の発効前に行われた行為に関してはいずれの締約国にも何らの義務も生じないものとする。

本協定が発効した時点において存在したすべての保護対象に関して本協定に基づく義務が生じるものとする。

それぞれの締約国は、知的財産権に関するすべての法令及び手続並びにすべての一般的に適用可能な知的財産権の執行に関する司法決定及び行政決定は文書になされなければならない、また刊行されなければならない。その刊行が実行不可能であるときには、他方締約国及び権利者がそれを知ることができるような形で公に利用可能とされなければならない。

両国間の協力に関する規定もある。

商標

それぞれの締約国は、商標には団体標章、証明標章及びサウンドマークが含まれ、かつ、地理的表示及び香りの商標が含まれうることを定めなければならない。いずれの締約国も国内法において証明標章を別個の分類に属するものとして扱うことを求められない（ただし、標章そのものに保護が与えられることを条件とする）。

TRIPS 協定第 20 条にしたがい、それぞれの締約国は、日常の言語の中で通例として用いられている用語の使用を義務付ける措置により商標が妨げられることのないよう確保しなければならない。

それぞれの締約国は、登録された商標の権利者が、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標章（後続の地理的表示を含む）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有することを定めるものとする。

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の規定は、周知商標（登録されているかどうかは問わない）に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該周知商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該周知商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

周知商標の決定に関する規則も定められている。

それぞれの締約国は、工業所有権保護のためのパリ同盟総会及び WIPO 一般総会による「周知商標の保護規則に関する共同勧告」（1999 年）の重要性を認識し、それに含まれる原則にしたがうものとする。

電子手続導入のための努力を含む商標登録手続に関する最低限の義務も定められている。

インターネットのドメインネームに関する紛争処理制度を提供する義務

地理的表示

「地理的表示」は、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう、として定義されている。それがいかなる形態であろうと、あらゆる標章（地理的名称又は人名を含む言葉、数字、図形的要素及び色彩等）又は標章の組合せが地理的表示としての保護又は認定を受ける資格を有するとされている。

チリは、米国国民の所有する地理的表示であり上の定義を満たすものを特定し保護するための法的手段を提供しなければならない。米国は、以下を行わなければならない。

- (a)チリの地理的表示であり上の定義を満たすものを特定し保護するための法的手段を提供すること。
- (b)チリのぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示に対し米国がラベル認可証明（COLA）制度によりぶどう酒及び蒸留酒に対し与えているのと等しい認定を与えること。

地理的表示の登録及び認定に関する最低限の手続も規定されている。

著作権

それぞれの締約国は、文学的及び美術的著作物の著作者が自らの著作物に関するあらゆる形態又は形式の複製（電子形式による一時的保存も含め、恒久的な複製であるか一時的複製であるかを問わない）を許諾又は禁止する権利を享有することを定めなければならない。それぞれの締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の第 11 条(1)(ii)、第 11 条の 2(1)(i)及び(ii)、第 11 条の 3(1)(ii)、第 14 条(1)(ii)並びに第 14 条の 2(1)の規定の適用を妨げることなく、文学的及び美術的著作物の著作者が、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を享有することを定めなければならない。

著作権による保護期間を 70 年に延長することが規定されている。

著作権に関連する権利

それぞれの締約国は、実演家及びレコード製作者が、自らの実演又はレコードに関するあらゆる形態又は形式の複製（電子形式による一時的保存も含め、恒久的な複製であるか一時的複製であるかを問わない）を許諾又は禁止する権利を享有することを定めなければならない。

それぞれの締約国は、実演家及びレコード製作者が、自らの実演又はレコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡により公衆への供与を許諾する排他的権利を享有することを定めなければならない。

締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者並びにいずれかの締約国において最初に発行又は固定された実演又はレコードに対して本協定に定める保護を与えなければならない。実演又はレコードは、その最初の発行の日から 30 日以内にいずれかの締約国で発行された場合には、その締約国において最初に発行されたものと見なされることとする。

それぞれの締約国は、実演家に対し以下を禁止又は許諾する権利を与えなければならない。

- (a) 固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと（実演が既に放送されたものである場合を除く。）
- (b) 固定されていない実演を固定すること

それぞれの締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、有線又は無線の方法により、固定された実演又はレコードの放送又は公衆への伝達を行うこと（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを含む）を許諾又は禁止する権利を与えなければならない。

いずれの締約国も、本章が定める実演家又はレコード製作者の権利の享有及び行使の条件として何らかの方式の履行を求めてはならない。

いくつかの用語について定義を定めている（実演家、レコード、固定、レコード製作者、発行、放送、公衆への伝達）

著作権及び関連する権利に共通する義務

技術的手段に関する規則が定められている。

衛星による番組伝達のための暗号化された信号に対する保護を規定している

特許

それぞれの締約国は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない)について特許を与えなければならない。本条

の目的において、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

それぞれの締約国は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある植物に対し特許を与えることを定める法令を透明かつ参加可能な方式により本協定の発効から 4 年以内に作成し提案しなければならない。

それぞれの締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

締約国が第三者が医薬品の販売承認又は衛生上の許可を得るための申請を助けるものとして有効な特許の主題を使用することを許可する場合、かかる締約国は、かかる許可に基づく生産された製品は販売承認又は衛生上の許可を得るための要件に関連する目的以外の目的において当該締約国の領域内において生産、使用又は販売できないことを定めなければならない。もし輸出が許可される場合には、輸出を行う締約国において販売承認又は衛生上の許可を発行するための要件に関連する目的においてのみ当該締約国外に輸出できるとしなければならない。

それぞれの締約国は、特許権者の要求があった場合には、特許付与の不当な遅れを補償するための特許期間の調整を行わなければならない。本規定の目的においては、当該締約国において出願が行われてから 5 年又は当該出願に対する審査請求が行われてから 3 年を過ぎても特許が発行されなかった場合は、不当な遅れに相当すると見なされるものとする。ただし、特許権者の行為に帰せられる期間は不当な遅れであるかどうかの判断に含まれる必要はないものとする。

いずれの当事者も、以下の場合には、当該主題が公表されたことを新規性又は進歩性欠如による特許拒絶の理由として使用してはならない。(a)当該公表が特許出願人自身により行われるかその許可を得て行われるか特許出願人自身に由来するものであり、かつ(b)当該公表が当該締約国における出願日前 12 ヶ月より後に行われた場合。

規制の対象となる製品に関連した措置

締約国がそれに係る製品がいまだ承認されていない新規性のある化学物質が使用されている医薬品又は農業用の化学品についての販売承認又は衛生上の許可を与えるためそれらの製品の安全性及び有効性に関係する開示されていない情報の提供を要求する場合、締約国は、かかる情報を提供した当事者に与えられた承認を理由として、その情報を提供した者の同意を得ていない第三者が当該新規性のある化学物質に基づく製品を販売することを許してはならない。締約国は、医薬品に関しては承認の日から最低 5 年間、農業用の化学品については承認の日から最低 10 年間はかかる禁止を維持しなければならない。それぞれの締約国は、公衆を保護するために必要な場合を除き、かかる情報を開示から保護しな

ければならない。

知的財産権の行使

本章は TRIPS 協定における行使に関するすべての規定を2国間の取決めとして定めている。

また、インターネットのサービスプロバイダー（接続サービス事業者）の責任を制限する規定も含まれている。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル チリ編

[著者]
PAIVA & CIA

[発行]
日本貿易振興機構 経済分析部
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2005 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2005 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。